

平成25年度宍粟市議会決算特別委員会会議録（第1日目）

日 時 平成25年9月17日（火曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 会 9月17日 午前9時00分

付託議案

（企画総務部・選挙管理委員会）

第 95号議案 平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（土木部）

第 95号議案 平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員

委員長	岡 前 治 生	副委員長	鈴 木 浩 之
委 員	飯 田 吉 則	委 員	小 林 健 志
”	西 本 諭	”	秋 田 裕 三
”	東 豊 俊	”	林 克 治
”	高 山 政 信		

出席説明員

（企画総務部・選挙管理委員会）

[企画総務部]

参事兼企画総務部長	高 橋 幹 雄	次 長	花 本 孝
秘書広報課長	世 良 智	次長兼企画財政課長	坂 根 雅 彦
企画財政課副課長	大 谷 奈雅子	企画財政課副課長	砂 町 隆 之
総 務 課 長	前 田 正 人	総 務 課 副 課 長	三 木 義 彦
契 約 管 理 課 長	尾 崎 一 郎	契 約 管 理 課 副 課 長	井 口 靖 規
契 約 管 理 課 副 課 長	谷 本 健 吾		

[一宮市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 垣 尾 誠

[波賀市民局]

副局長兼まちづくり推進課長 下 村 定

[千種市民局]

まちづくり推進課長 志 水 友 則

(土木部)

[土木部]

参事兼土木部長 平 野 安 雄 次 長 鎌 田 知 昭

次長兼建設課長 花 井 一 郎 建設課副課長 前 川 満

土地対策課長 寺 田 美 喜 也 土地対策課副課長 榎 木 隆

都市整備課長 西 村 吉 一 都市整備課副課長 竹 添 禮 一 郎

[一宮市民局]

地域振興課長 中 務 久 志

[波賀市民局]

地域振興課長 富 田 健 次

[千種市民局]

副局長兼地域振興課長 立 花 時 男

事務局

局	長 中 村 司	課	長 宮 崎 一 也
主	幹 清 水 圭 子	主	査 原 田 涉

(午前 9時00分 開会)

岡前委員長 (音声途切れ)・・・からになるんですけども、今日から5日間決算委員会ということで始めさせていただきます。

限られた時間の中での審査になりますので、できるだけ有効に時間を使いたいと思います。

それで、私前日も委員長をさせていただいたときに、もうできるだけ当局からの説明については、事前に資料が配られておりますので、できるだけもう短時間で終わらせていただいて、そして、質疑のほうへ時間を重点的に配分させてもらった運営をさせていただきました。ですから、今回についてもそういう格好でできるだけ皆さんからの審査の時間を多く充てたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、発言については、一問一答という格好でやらさせていただきますので、複数言いたい方もありますけれども、一問ずつ発言をしていただいて、当局からの回答を得てということで進めさせていただきたいと思っております。

それと、発言の順序でありますけれども、事前に文書通告という制度をとっておりますので、まず、文書通告のある方から発言をしていただいて、それで、この前言いましたように、一応、まとめを担当していただく方に、もし質疑がありましたら、その方をまず中心に質疑をしていただいて、そして、その後、必要な残りまだ聞きたいことがありましたら、必要な質疑をしていただくという、そういう発言の順番で行っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これから来週にまたいということ、大変お疲れになるとは思いますが、できるだけ早く追われるものについては、早く終わったらいいと思いますので、時間をかけるばかりが能じゃありませんので、そういうつもりでいきたいと思いますので、どうぞ御協力のほうよろしく願いいたします。

中村事務局長 おはようございます。

ただいまより、決算特別委員会が開会されます。

この委員会は、第55回宍粟市議会定例会に上程のあった第95号議案から第107号議案までの、平成24年度宍粟市各会計決算の認定についての審査を行うための委員会であります。

委員会の議事・整理につきましては、委員会条例の規定によりまして、委員長により行われます。

それでは、岡前委員長、よろしく願いいたします。

岡前委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、企画総務部並びに選挙管理委員会の担当の方には、委員会にお越しいただきましてありがとうございます。

毎回、予算特別委員会や決算委員会については、委員よりも当局の方のほうが圧倒的に人数が多いということで、圧倒されながら審査をするわけでありますけれども、それぞれ持ち時間がございますので、よろしく願いいたします。

それで、こちらのほうからのお願いなんですけども、まず、決算書でありますとか、成果説明書、また監査の意見書、また、この前配付いただいております部の作成の資料については、事前にお配りしていただいておりますので、それぞれ委員は目を通しておりますので、そのことを前提に部長のほうから、もしどうしてもこの点を説明しておきたいということがありましたら、5分から10分程度で説明をいただいて、質疑のほうに入りたいと思います。

それに、質疑については、委員会ですので、一問一答方式で行いたいと思います。まず、委員のほうから委員長ということで発言していただいて、ランプがつくのを確認して発言していただく、そして、当局の皆さんについても、答弁される場合にも委員長と挙手をしていただいて、机のランプが点灯することを確認の上、発言をしていただくようお願いいたします。

それぞれ、議席で起立しないで座ったままで発言していただければ結構かと思っておりますので、そのように進めさせていただきますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

まず、参事のほうから、もしありましたらお願いいたします。

高橋参事兼企画総務部長。

高橋参事兼企画総務部長 開会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日、本当に台風一過と申しますか、健やかな天気にも恵まれております。台風18号の関係では、全国各地に大きな被害をもたらしております。幸いなことに本市には被害がなかったということで、ほっとしているというところでございます。

本日は、平成24年度決算ということでございまして、決算数値に基づきます各種の財政指標につきましては、少しずつではございますけれども改善をしてきているという状況でございます。まだまだこの数字で十分という状況ではございませんので、今後は滞納整理など、歳入の確保に取り組みますとともに、選択と集中を心が

けまして無駄のない財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本日、企画総務部を皮切りに、来週にかけましてこの決算委員会が開かれるということで、審議のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

全般につきましての説明につきまして、花本次長より御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

岡前委員長 花本企画総務部次長。

花本企画総務部次長 それでは、個々の資料の説明につきましては、とどめさせていただきます。全般事項の説明をさせていただきます。と思ひます。

まず、組織についてでございますけれども、平成24年4月に総務部門と企画部門を企画総務部として再編を行いまして、秘書、広報、政策、財政、人事、給与、入札、検査等の事務を企画総務部の所掌といたしてあります。

企画総務部の全般事項といたしまして、総合計画に基づき、社会環境の対応したまちづくりを進めるための総合的な調整や将来にわたって持続し、発展が可能なまちづくりが行えるよう市民の視点に立った行財政改革の推進、そして、限られた財源を重点的に、効率的に配分する財政運営を図っております。

続きまして、各課の事務状況の説明をいたします。

秘書広報課におきましては、市政運営に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努めまして、きめ細やかな市政運営を行うために、意見や要望を聴取する機会を設け、そして求められる情報を、市広報等を通じまして発信を行っております。

主要な施策の成果説明書35ページ、36ページに広報しそ発行業務及びしーたん通信運営等の事業名で説明をしております。

企画財政課におきましては、継続的に基金繰入に依存しない財政体質を確立し、交付税の一本算定を見越した財政運営を確実なものとするため、職員の意識改革を助長し、コスト意識の高揚、成果重視の選択と集中に取り組み、第2次行政改革大綱に基づく改革を形に見えるように推進するとともに、これまで蓄積した事務事業評価につきまして、評価自体の見直しを行い、財政分野と連動した効果的な展開を図っております。

これらは、宍粟の将来像に向けた取り組みでもございます。主要な施策の成果説明書37ページに行政評価の推進等につきましての御説明をしております。

総務課につきましては、定員給与適正化に取り組みまして、住民サービスの向上を目指し、職責、職務力の各段階において必要とされる研修を行いまして、個人能力を高め、結果として組織の総合力の向上に努めてあります。

また、安全衛生委員会であったり、メンタルヘルス推進委員会を活用して、職員の健康管理、職場の安全衛生を推進しております。加えて、選挙事務の適正かつ効率的な執行に努めております。

主要な施策の成果説明書の38ページに職員研修及び衆議院議員選挙の事業名で説明をしております。

契約管理課につきましては、平成26年度からのシステム稼働に向けた総合型地理情報システムに着手をいたしました。市内情報ネットワークの安定稼働のための施設の運営管理を行っております。

入札制度また公共工事の管理につきましては、効率的な施工と早期発注に努めまして、電子入札制度の活用により、透明性を確保した公平な入札執行を行っております。また、市有財産の適正管理にも努めたところでございます。

主要な施策の成果説明書39ページ、40ページに公用車購入事業及び穴粟光ネット移動通信施設運営費の事業名で説明をしております。

なお、主要施策の成果説明書の39ページに説明しております千種市民局庁舎改修工事につきましては、千種市民局において実施をしております。内容につきましては、決算書、主要施策に係る成果説明書及び独自に作成して提出をしております決算特別委員会審査資料に詳細につきまして、説明をしております。恐れ入りますけれども、資料の訂正をお願いいたします。恐れ入ります。

独自に作成をしております決算特別委員会審査資料の54ページを御覧いただきたいと思っております。54ページの自動車の分類を示した表でございますけれども、区分の一番左側でございますけれども、区分の普通自動車、中ほどに教育総務課、上下二段書きで書いております。その欄の一番右側でございます。数字が6となっております。6となっておりますものを10に訂正をお願いいたします。その計の欄でございます。295となっております。294に訂正をお願いいたします。

恐れ入ります。もう1ページでございます。最終の60ページでございます。最終60ページ、平成24年度の検査状況としました表の上側の表でございます。合計欄、平成24年度工事、126となっておりますのを127に訂正をお願いいたします。また、検査件数につきまして、183となっておりますのを184にそれぞれ訂正をお願いいたします。大変恐れ入ります。

以上、概要でございます。個々の説明につきましては、省略をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

岡前委員長 以上で説明よろしいですか。

それでは、質疑に入りたいと思うんですけども、先ほども言いましたように、文書の通告の質問を優先したいと思いますので、林委員より1件企画総務部に関するもので出ておりますので、林委員からまずお願いいたします。

林委員 歳出全般についてのことなんですけども、途中に増額補正、いろいろされておると思うんですけども、決算書でちょっと確認しただけなんで、節とかの細かいところがちょっとわからないのですが、増額補正した分より不用額がようけ出ているという科目というんですが、目があると思うんです。これ何件かありますけども、扶助費とか医療費とかの関係の分は、ちょっと見積もりが難しいんで、多目に予算計上しているという関係があると思うんですけども、ほかのちゃんと見積もりができたり、精査できている部分については、やっぱり最終補正が3月か、また最終5月ごろに専決補正もあるだろうと思うんです。それやさかいに、これは決算書を見たらちょっとなんちゅうんですか、おもしろくないというんか、あれなんで、これは事務的なことでできると思うんで、そういうことがあまりないような決算書をつくってほしいなと思います。

それから、予算計上をされておって、あるんですけども、それが執行額がゼロの科目、これ5、6カ所あったと思うんです。全体で。貴重な財源なんで、財政が苦しい苦しいと言っておられるのに、予算だけ上げて執行しておらんという科目があるんで、やっぱりこれは予算計上をしとんだったら、執行すべきであり、要らん予算だったら補正で落としておくべきじゃないかと思うんで、これは答弁要りません。今度からそういうことにしてほしいなということです。

以上です。

岡前委員長 答弁要らないということで、何ですけども、一応、審査の中での意見でありますので、当局、坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 今御指摘ありました不用額であったり、執行がされていないという部分が見受けられるという部分についてでありますけども、基本的には、おっしゃるとおり当初予算だったり、あるいは補正予算、その段階で十分精査をする必要がある、これは常々心がけているところであります。しかしながら、御指摘の決算で多額の不用額が出る、あるいは執行が0という状況も中には見受けられるという状況があることについては事実でありまして、しかしながら、その3月補正につきましては、1月の下旬段階で新年度の当初予算と並行して予算の精査をしている状況にあります。

その段階で、あと2カ月という部分で、各担当部局それぞれ事業の執行について

努力をしている段階で確定ができないというところについては、補正の予算に計上できないという状況が生まれてくる。例えば、道路新設改良費の補償費、そういったものについては、それぞれ地元あるいは地権者との協議を進めている段階で、なかなか進展がしていないというところがあるんですが、何とか年度末までには、お話を詰めていきたいというような努力もしておる、そういう状況がある中で、3月補正ではなかなか確定しないものまで補正減することについてはできないという状況があります。そのことにつきましては、御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っています。

ここ数年来、3月補正ができない分、専決補正で整理をしたらいんじゃないかというようなことも御意見としてもありましたけれども、合併以降、当初はちょっと何点か整理したことはあるんですが、基本的には専決補正は、議会の議決を経ずに報告という形をとらせていただきますので、基本的にはそういうものについては、専決補正すべきでないという方針で、この間専決補正の基本的な考え方として持っております。専決補正につきましては、基本的には事業がやむを得ず繰り越さないといけない繰り越明許費、あるいは、国県の補助事業で増額を必要とするもの、あるいは、起債の許可額にあわせて増額しなければいけないもの、そういったものに限って専決補正をしておりますので、御指摘の分は決算書で不用額とか執行0ということが起こり得ること自体は、非常に好ましい状態ではないというふうには考えておりますけれども、やむを得ずその状態が起きる、安易に専決補正で落とすべきではないという方針の中で、現在やっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

岡前委員長 林委員、よろしいですか。

林委員、どうぞ。

林委員 答弁は要らんとしたんですけども、今言われたことはようわかっているんです。そうやさかいに、僕が言いよんは、そういうことができんもんでなしに、ようわかっているやつで、そういうことになっている分があるさかいに、ちょっと言っただけなんで、今課長が言われたことはようわかっています。

岡前委員長 よろしいですか、答弁は。林委員、答弁はいいですか。

林委員。

林委員 はい。

岡前委員長 それでは、文書での通告は以上ですので、それでは、東委員が企画総

務の関係で担当になっておりますので、東委員、もしありましたら。

東委員。

東委員 委員長からの指名ですので、質疑をいたしますけども、私、担当委員会なんで、逆に一番最後にとっておりましたが、皆さんから何もなければ、担当委員会としての質疑をちょっとしたいなと思っていたんですけども、委員長からの御指名ですので、先になりますけども。

委員長から一問一答というふうに言われておりますけども、一問一答にならないかもわからないんですけども、成果説明書の17ページ、それから、今回配付されました詳細資料の42ページ、43ページになるんですけども、この件について質疑を行いたいと思います。

成果説明17ページは、表の御案内のとおりなんで、本日配付されております資料の42ページ、43ページで質疑を行いたいと思いますけども、これ毎回、決算委員会で質疑されていますので、今さらどうこう言っても仕方がないという気もあるんですが、決算委員会ですので、あえてお聞きをしておかないといけないということからの質疑でございます。

一覧表が上がっております。それで、一覧表の中に、二つ、三つのことあるんですが、一つは、前年度よりも滞納額が減っていること。これあります。それから、前年よりも増えているということがあります。それから、前年よりも減っているんですが、あってはいけない滞納、これだけの金額があってはいけないと思える滞納、これがありますので、その辺をどういうふうに総務部として捉えられているか。年々増えている分については、これもっと細かな分析が必要なんではないかなと、その細かな分析を平成24年度されたのかどうか、これが1点。

まず、これから委員長お願いします。

岡前委員長 それでは、坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 滞納の状況について、今、御指摘のとおり結果になっております。税の部分については、基本的には改善がみられるという、この改善額がどうかという評価はあると思うんですが、結果としては、税については3,000万円近くの額が滞納繰越分としては減っているという状況であります。

これは、県の滞納の関係のチームを招いて、滞納の方法という部分について、強固にしてきたという状況がこういう結果になっているということで、これ以降、宍粟市の税に関する滞納整理については、この方法を継続しながら、さらに滞納額の減に繋げていきたいというふうに思っております。さらには、増えている分につい

ては、やはり、担当部局として取り組みが少し足りなかったのかなと、そんなふう
に分析をしております。

内容的につきましては、企画財政課のほうで、各滞納債権の担当部局とそれぞれ
ヒアリングを行いまして、平成24年度の結果がどうであったのか、あるいは、その
結果を受けて、平成25年度どうしていくのかという部分については、6月、7月に
かけてこの結果をもとにやっておりますので、その結果を今後の滞納整理に生かし
ていきたいというふうに考えています。

いずれにしても、取り組みのやり方、そのことを改善しない限り、この内容、滞
納額の減には繋がっていかない、そういうふうに考えておりますので、ヒアリング
の内容については全てまとめておりますので、またお示しをしたいなと思いますが、
今の現状ではそういう取り組みを進めるべく、担当部局とヒアリングの結果を今後
に生かす方向で取り組みを進めているという状況にあります。

岡前委員長 東委員。

東委員 毎回、同じ質疑があって、毎回、同じ答弁があるという状態になっており
ます。それぐらいこの滞納問題というのは、大変なことだということですよ。担
当部にとっても本当に大変なことだと思っておりますよ。ですから、毎回、これ質疑
があがって、毎回の答弁になるんですが、具体的に申し上げますと、さっきの42ペ
ージになりますけども、介護保険料、それから住宅使用料、中ほどにあります、そ
れから水道使用料、上水、それから公共下水道使用料、それから、地域生活排水使
用料、これが、これ一例ですけども、非常に前年から大幅に滞納が増えているとい
うことです。これはさっき答弁がありましたけども、いろいろ取り組みをしている
んですけどもということになるわけですけども、先ほど申し上げたように、その取
組み方が、まだまだできていないと、取り組み方があえて言いますと、まだまだ甘
いんじゃないかなということしか、この表からは読み取れないですよ。この表か
らは読み取れないですよ。実際、私たちはやっていますよと言われているかもわ
かりませんが、結果がこれ決算ですから、結果ですよ。結果がこうであった
らやりましたとは言えないんじゃないかと言われても、いたし方ないというのが、
これ正直な意見になります。

委員長、まず、これから先に。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 今、御指摘のありました債権につきましては、確かにそ
の状況になっておりまして、先ほど申しました私どもで行っております担当部局等

のヒアリングの中でも、そのことを強く指摘をし、取り組みが不足しているのではないかなというところについても、担当部局と協議をしている状態にあります。

この結果につきましては、副市長をトップとする滞納整理検討会議の中で報告をしながら、一方では、滞納債権が減ってきている部局、それから増えている部局、そのことを会議の中でも明らかにしながら、担当部局の今後の取り組みを促している状況にあります。それぞれ今年の結果を今度は注視をしていきたいというふうに思っております。

なお、御質問にはなかった部分ですが、従来からずっと言われております住宅新築資金等の部分につきましても、このままでほっておいてはだめだということろで、平成24年度の1年をかけて、これまで放置されていた内容についても全て中身を精査する中で、どうしていくのかというところを分類分けして、本年度には各該当者を呼び出す取り組みをしているというような状況もありまして、滞納整理検討会議としてどうしていくかという方針決定の中で、今取り組んでおりますので、今御指摘のありました滞納が増えている債権についても、毎年御指摘をいただいていることとあります。なかなか十分な取り組みをしていないという御指摘もあるわけですが、その改善に向けての取り組みについては、今後も強く進めていきたいというふうに考えています。

岡前委員長 東委員。

東委員 取り組みとしては、よく理解をしております。

それと、冒頭申し上げたように、いろんな種類の滞納がありますよね。さっき言いましたように、増えているもの、または減っているもの、いろいろありますけども、あくまでも42ページについての質疑ですけども、資料の上段のほうの個人市民税、それから固定資産税、それから軽自動車税、この分については、滞納額があるものの前年よりは減っておりますね。減っているということは、やっぱりそれなりの取り組みの成果があったというふうに、この表からは伺えるわけですね。

ですから、ただ、これをいかに減らすかというのは、先ほどの取り組みになると思うんで、今後、平成24年度の反省を踏まえてやっていっていただきたいということです。

それから、同じ表の今度は下段のほうになるんですけども、保育所保育料、それから学童預かり保育利用料、それから給食費、この3点についても滞納額は前年よりも減っておるんですね。減っておるんですけども、これは先ほどの上段にありました税とはちょっと性質が異なりますよね。ですから、あってはならない滞納だと

いうふうに捉えて平成24年度取り組まれたのか。これはこういうこともあっても仕方がないんだという感覚で取り組まれたのか、その辺はどうか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 基本的には、あってはならない滞納という部分については、私どももそういうつもりでやっております。

保育料でありますとか、給食費につきましては、平成24年度から児童手当からの引き去り、これは保護者等の同意を得て引き去りをする制度が運用されるようになりました。そのことも含めて各担当部局で保護者との協議を済ませて、何とかそのことが0になるような方向を目指して協議をした結果として、幾分かですが、児童手当からの引き去りという部分も新たな取り組みも展開をしております。

今のこういう状況でいいということには、全く思っておりません。今御指摘のあったように、あってはならない当然保育をしたり、あるいは給食費ということですから、給食を食べていらっしゃるということがありますので、何とかそういうことが0になるような方向に向けて、今後も取り組んでいきたいと思えます。新たな取り組みを進めてきたというところであります。

岡前委員長 東委員。

東委員 答弁はよくわかりました。ただ、先ほど私申し上げたように、あってはならない滞納というのもあると思うんですね。ですから、今最後に申し上げた保育所保育料とか、学童預かり保育、給食、このような滞納は本来はあってはならない滞納だと思います。これは、私委員としての認識ですけどね。例えば、学童預かりなんていうのは、預ける力がなければ、これは本来預かってくださいなんて言うてはいけないことだと思いますよね。あくまで委員会ですから、言いたいことを言いますので何でも言いますけどね。本来あってはいけないことは、やっぱり、きちっと行政としてしなきゃいけないと思えますね。平成24年度、それができなかったんで、結果的にこういう数字で残ってきてしまったと思えます。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 この債権に限らず、全体の債権につきまして、例えば、税であります担税能力の部分も十分に精査する必要があるというふうに思っております。それぞれ税でありますと、免除の減免の制度とかいろいろあります。その世帯の状況に応じた形で支払っていただけるのか、あるいは、支払能力がないのかという部分については精査する必要があるだろうというふうに思っています。基本的には、それ以外については制度でありますので、納めていただくものについては、

納めていただきたいというのが基本的な考え方で、そのほうに向けて取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

岡前委員長 東委員。

東委員 あくまでも決算ですので、今後についてのことは、あえて申しませんが、平成24年度の反省をやっぱりしていただきたいなということが、申し上げたいことなんですがね。

それと、その件はそれでいいんですけども、先ほど出てました随分この金額の多い、これも毎回質疑で出ていますけども、住宅建設資金貸付金の分が1億円以上ありますよね。上もありますけども、生業とか住宅改修とかありますけども、これ今取り組んでおるようですけども、時効中断がなされていないのが随分あるんじゃないかなかったですか。その辺はどうなんですか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 詳しくは、また市民生活のほうでお願いしたいんですが、基本的な部分としては、時効中断が法的にどうなのかという部分については、現実にございます。これは私債権でありますので、時効が成立したとしても、援用がない限りは債権としては存続するということでありまして、市としましては、その援用がない限りお支払いをいただくという取り組みを今現在もしております。

各今残っている方に、納税相談といいますか、市役所のほうに足を運んでいただくという、そこで今後の滞納の解消に向けての話し合いをさせていただく、方法論も含めて話し合いをさせていただくという取り組みを今現在しているという状況になります。現実的には、時効が成立しているであろうという債権もあるということです。

岡前委員長 東委員、この件の詳しいことは、市民生活部じゃなかったら、これ以上わからないと思いますので、またそのときをお願いします。

東委員 今言おうとしたんですが、先に委員長に言っていただいたんですけども、各滞納を、土木部を含めて住宅使用料の土木部を含めて、各部にわたっての滞納になっています。ただ、財政、いわゆる企画総務としてのやっぱり一番元締めということになりますので、各担当ともっともっと連携を深めていけば、この滞納がもっと減っていたんじゃないかなということ、いま一步努力が足らなかったんじゃないかなと思うんですけども、それだけを聞いて質疑を終わりたいと思います。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 平成24年度の部分として取り組みが不足していたんでは

ないかなというところについては、我々も反省すべきところがあるというふうを考えています。その平成24年度の結果を踏まえて、本年度ヒアリングをして、関係部局とのかかわりを常に持っていこうというふうにしておりますので、平成24年度については、御指摘のとおりどうしたらいいのかということも考えておったわけですが、結果としては不足していたんだなと。そのことを結果踏まえて、平成25年度に繋げたいというふうに思っております。

岡前委員長 それでは、ほかの委員で。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 よろしく願いいたします。

聞きたいことがたくさんあるんですが、まず、先ほど林議員からの質問の中にあつたことと同じなんですけれども、当初予算の額と決算額がほぼイコールなんですけれども、補正でその倍とか桁が違う補正を上げていて、結局それを執行していないというのが何カ所か、ちょっと具体的には今、指摘できないんですけども、見当たったんですけども、そもそも当初予算の中で決算額が賄えるのに、わざわざ増額補正をかけてそれが不用額等に上がっていくということは、公の予算組の中では普通のことなのかどうか、その認識だけをちょっとお伺いしたいんですけども。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 結果として補正予算を上げていきます。例えば、普通交付税の確定であったり、あるいは繰越金の確定そういったもの、あるいは急遽、健康保険の補助金がつくという協議の中でその事業を進めていく、そういうようなところで財源を確保できるというところで、補正予算を上げていきます。それ以外にもたくさんありますが、結果として、決算額と当初予算額がほぼニアリーイコールやというところで、補正をする必要があるのかというようなことも含めてだろうと思うんですが、基本的にはそれぞれの事業ごとの予算をそれぞれ精査していく中で、この事業を宍粟市としては実施をしますということの意思表示として補正予算の計上をしていく、そういうところで現計予算額としては膨らんでいくという認識を持っております。

ただ、結果として、それぞれが全て執行できないという状況が中には生まれてきます。それは、冒頭、林委員さんの御質問にもお答えをしましたように、確定をせずに、あるいは、地元の皆さんとの協議が進行しないというようなこと、あるいは、その他要因で執行できないというのは当然起こり得ることだろうというふうに思っておりますので、今、鈴木委員さんがおっしゃっていただいたような認識という部

分につきましては、結果としてはあるのかなというふうに思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 結果としてあるというのは、あってはならないけども、結果出てくるという捉え方でいいんでしょうか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 あってはならないといいますが、そういう手法をとっていかざるを得ない状況がそこにあるというふうに思っています。あってはならないというふうには思っておりませんが、ただ、そうならないように努力する必要があると、冒頭、林委員さんの質問でもお答えをしましたように、当初予算であったり、あるいは補正予算の編成の中で十分な精査が必要であるというふうに思いますが、結果が見えていない段階での予算計上になってきます。ですから、一定は予算規模を確保しないといけないという状況も一方ではあるということですから、あってはならないという認識ではなしに、結果としてそういうことが起こり得るというふうには考えております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

では、決算特別委員会審査資料というふうに御提出いただいた分のところで、お伺いしたいことを幾つか聞きたいと思えます。

まず、資料の4ページ、西はりまサタデー9番組事業実績のところでお伺います。

まず、契約額が131万2,500円というところで、これが上に入っている契約分というところの分でということなんでしょうか。これちょっとその金額と上との表の対象がわからないんですけども、教えてください。

岡前委員長 誰か答弁できますか。

世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 サタデー9についての御質問ですが、こちらちょっと私も十分この部分、今お答えするのが正しいかどうか、もし間違っておりましたら、また訂正させていただくということで、サタデーインにつきましては、年間枠が決まっております、その当初でこちらからここに契約分と上がっておりますのが5回分ございます。これは、宍粟市の番組をつくらうということで、サンテレビと契約します。それが土曜日の30分枠でいただく分です。それが契約分ということで、ここ5回を上げております。

それ以外の分につきましては、フォーカス、アラカルト、トピックス、こういっ

たものはサンテレビの任意の取材に基づいて取材していただいて流していただく、そういう番組になっておりまして、こちらの契約131万2,500円、全てではございませんが、この中にこの5回の契約分が含まれておりまして、それ以外の分につきましては、サンテレビの独自枠で独自の予算でスポンサーをとって流していただいておる、そういうものになります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 じゃあ、この契約額の下ズームイン1回あたり云々というのは、これは何を示していらっしゃるのでしょうか。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 このズームインというのが、契約分というものになります。ちょっと若干金額が変わっておるところがあると思いますが、25万円かける消費税の5回分で、その他もろもろ含めまして、契約分131万2,500円、この契約分5回分がズームインということになっております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

では、その横の契約委託の内訳というところの週刊トピックスとか企画枠週末情報という随時の部分は、その予算の中には含まれていないというふうに考えてよろしいということですね。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 先ほど申し上げました25万円の5回分で125万幾らか、プラスその中で、5回分の番組があるわけなんです、それ以外にこれだけ契約する中で、サンテレビのほうから週刊トピックス、これは市の行事をその都度こちらからお願いしたときに流してあったり、あるいは企画枠ということで宍粟市の情報を別企画で流しましょうとか、そういった何回とか枠は決めずに、それもこの契約の中で対応させていただきますよという、そういう内容になっておるといことです。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、それも契約額に含まれる業務というふうに、明確な金額等はないけれども、契約の委託の中に入っているという認識でよろしいですか。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 そのように捉えていただいて結構です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、その点で伺いますが、その取材内容の中に、花菖蒲園である

とか、宍粟観光協会、あと原観光りんご園等を、これは逆に言うと、外郭というか外の一般の団体なんですけども、そこに広告宣伝料として公金が使われているという認識でよろしいのでしょうか。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 これは、その施設の紹介というよりも、宍粟市内にこういうところがありますよ。今こんなことでこんなことが行われていますよということで、コマーシャルというよりは、市内の出来事、行事、そういう捉え方で流していただいております。そのあたりの明確な線引きというのは若干しにくいかなと、そういう思いで、できるだけ宍粟市の話題を発信していただくという、そういう思いであります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

では、次に移りたいと思いますが、次、5ページの決算カードについてなんですけども、左上中ほどにあります財政力指数が、平成23年度0.375が平成24年度決算カードに0.366、この数値は下がる目標の数値なのでしょうか。それとも上げる目標の数値なのでしょうか。教えてください。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 財政力指数については、ここ数年下がってきております。これは交付税が若干上昇傾向に、増えている状況にありまして、分母が膨らんでおりますので、財政力指数としては計算上下がっていくということでありまして。

今後の分母の状況、あるいは交付税制度がどういうふうになっていくかということについては、不透明な部分がありますので、今後どうなるかというのは、現段階では申し上げられにくいところがありますけども、極めて厳しい状況が続いていく、この0.36何ぼという部分につきましては、今後もそのあたりを推移するのではないかなというふうに思っています。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 聞いていることはそういうことではなくて、それは事実としてわかるんですけども、この数値が増えるほうがいいのか、減るほうがいいのか、どちらを目指しているのかという話です。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 この財政力指数としましては、増えるほうが市としては財政力が強固になるという数値でありますので、増えるほうがいいということです。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、ここは成果が出ていないという認識でよろしいですね。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 成果が出ていないという、税金とかいろんな要素がありまして、宍粟市の財政力がこのあたりにあるという数値であります。成果が出ていないという部分は、先ほども申しましたように、交付税が増えて、分母が増えているという状況がありますので、具体的には成果が出ていないといえれば成果が出ていないというふうには捉えられるかもわかりませんが、この数値については、今後もこのあたりを推移するのかなとそんなふうには思っています。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

では、同じく決算カードの中で、左下隅の水道と病院のところの事業の状況なんですけども、水道のほうは、平成23年は黒字というか収支額がプラスだったんですけども、今回マイナスになっています。病院のほうもマイナス額が増えているんですけども、ここはどのように評価したらよろしいでしょうか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 具体的なそれぞれの特別会計だったり、企業会計の部分については、それぞれの部局で詳しいことについては御質問いただきたいと思うんですが、基本的には、病院については赤字が増えているという分、その評価でよろしいですか。評価。好ましい状態ではないというふうには考えております。

水道については、料金の改定を行ったにもかかわらず、こういう状況になっているというところで、そこに何かあるのかというふうについては、担当部局のほうでも分析をしているのかなと、そんなふうには思っています。

いずれにしても、収支が赤字になるということについては、好ましい状態ではないというふうに考えています。

岡前委員長 鈴木副委員長、そのもっと具体的な内容が知りたかったら、また、その担当部のところでそれ以上のことは聞いてください。

それでは、ほかにありましたら。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 同じ資料の8ページなんですけれども、下の資料、地方交付税の推移というところで、実際には、この先交付税が減らされる平成33年でしたかね、を見越していったときに、10何億円という試算が出ているかと思うんですけども、平

成19年度時点での水準では、ほぼそこまではいかないんですけども、非常に地方交付税が減っていた状況があると思うんですけども、その事業で対応できれば、そんなに先に交付税が減ることを恐れることはないような気がするんですけども、ここで交付税が上がっていったにも関わらず、まだ、平成19年度はやりくりできていたのに、この先減るところを想定して云々というのは、どういうふうにかえたらいいのかがちょっとわからなかったんで、教えてください。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 平成18年、19年あたりの交付税が落ち込んでいるというのが、小泉内閣の三位一体改革、この影響がこのときに出てきたというところで、非常に少ない額、そのときのやりくりができていたという部分なんですけども、基本的には、その隣の9ページの部分で、少し見てとれると思うんですけども、平成18年から平成19年の一番下財政調整基金、これが減額になっております。というのは、その年については財調を取り崩してこの年度の会計の収支をくくったという状況でありますので、そのときにはくくっていただろうということではなく、基金を取り崩して運営をしたということで、御理解をいただいたらと思います。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

では、その隣の9ページの基金残高のところなんですけども、平成15年から平成16年に一気に減っているんですけども、これはどういう理由からかというのを教えてください。

岡前委員長 わかりますか。

坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 これは推測なんですけども、多分これ合併の前年の年でありまして、各旧町ごとにそれぞれ合併までにやっておきたいという事業について基金を取り崩して実施をした結果、こういう結果になっているというふうにかえております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それは、わざわざそこで財政調整基金を使って、また市になって積み直していくということの意味がちょっと、ごめんなさい、素人で申しわけないですけども、理解できないんですけども。

岡前委員長 鈴木委員、申しわけないですけど、その平成16年、17年あたりのことについては、合併前と合併当初のことになりますので、ちょっとここでは幾ら次長

といえども答えられないと思いますので、その平成16年については、本当に各町それぞれ積み残しの事業であるとか、これだけはやっておきたいということで、相当自治体によっては取り崩しております。そういう結果がこういうふうになんて出ておりますので、その点はちょっと答弁しにくいと思いますので。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

続けて、同じく資料10ページの、ちょっとまず言葉の定義を伺いたいんですけども、一番左の欄というかに、果実運用型という基金があるんですけども、これはどのような基金か、ちょっと言葉の意味をまず教えてください。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 果実運用型というのは、基金に積んだ原資の利息をもって、その利息を運用していくという、そういう方式の基金ということになります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、ここには出てきていないけど、この基金の利息分は歳入の中に入っているというふうに考えてよろしいでしょうか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 その分利息については財産収入の中に利息として上がってきております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

岡前委員長 ほか委員さん、ありますか。

(「なし」の声あり)

岡前委員長 それでは、概ね1時間たとうとしておりますので、10時10分まで休憩させていただきます。

午前 9時57分休憩

午前10時10分再開

岡前委員長 それでは、再開をさせていただきます。

それでは、どなたからでも。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 しつこいようで失礼かもしれませんが、ちょっと教えていただきたいこともあるので、よろしくお願ひします。

先ほどの資料11ページの土地開発基金の平成24年度取り崩し額のところの土地価格、土地面積、この、ごめんなさい、意味を教えてくださいなんですけども、御回答いただけますか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 これにつきましては、開発基金では現金と、上段の土地、下が預金・現金という形で、二つで運営をしております。

土地の部分については、購入価格をそのまま土地の価格という形でここに掲示をしているという状況にあります。

平成24年度の積み立てと取り崩しにつきましては、山崎町菅野川沿いの市道、これを一般会計で買い戻しをしましたので、取り崩し額、この分については土地、この964万2,000円何がしかが土地が現金に変わったというところで、積立額のところにもそれも含めた現金を計上していると。取り崩しについては、買い戻しをしたために取り崩した。そして、その取り崩した現金を積立額のところでも積み立てたという状況にあります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 ありがとうございます。

では、ごめんなさい、13ページの起債元利償還金に係る財源調べの4番、緊急防災・減災事業債というのが、平成24年度起債されていて、この元利償還云々というのが全くなく、一番右に公債費ということになっているんですが、これはどういうふうに読んだらいいんでしょうか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 この緊急防災・減災事業債につきましては、平成24年度発行ですので、交付税算入については後年度以降、この分について算入されると、起債年度ですので算入されていないという状況です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 ほかのやつは平成24年度に起債しても、その分ではなくて残高が償還されているということですかね。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 それ以外の起債の部分については、平成23年度以前に起債を発行し、その分が交付税に算入される分についてそれぞれ理論値等々で交付税に参入されるという状況です。そういうことです。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 でしたら、ここにこれが載っていることはちょっと混乱してしまったんで。これは普通ですか。元利償還金にかかわる財源調べの中にこれが載ってくるのは普通のことですか。

岡前委員長 砂町企画財政課副課長。

砂町企画財政課副課長 これにつきましては、平成24年度の発行額についてもそれぞれ区分ごとに幾ら発行したのかわかるような資料もかねて作成しておりますので、緊急防災・減災事業債については、平成24年度の発行が年度末であったために、元利償還金が記載していないと、その他のものについても発行したものについては全て計上すると、加えて全ての元利償還金について各区分ごとに整理をしているという御理解をいただきたいと思います。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

ほかの議員さん、よろしいですか、続けても。

岡前委員長 高山委員、どうぞ。

高山委員 それでは、2、3点お聞きしたいと思います。

まず、この成果説明書のほうから、お願いしたいんですけども、36ページをお願いしたいんですけども。

実は、しーたん通信、しそうチャンネルの関係なんですけれども、宍粟市内に1万4,500世帯ぐらいあるかと思うんですけども、その中で、しそうチャンネルの加入数が7,000、約半数ということなんですけれども、聞くところによりますと、山崎地域はケーブルに頼らなくてもテレビが受信できるというようなことで、加入が少ないように伺っているんですけども、この加入推進についてですね、もう少し手だてを考えて、推進に努めていただきたいということをお願いしたいんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 お答えいたします。

今、高山委員のほうからおっしゃっていただきましたように、まさに今、しそうチャンネル加入数が50%程度ということで、一番この普及が頭の痛いところでありますのが現実でございます。

そういう中で、いかにしそうチャンネルを引いていただくかというところにつきまして、やはり、市のいろんな行政情報であったり、あるいは、議会中継を含めていろんな情報を発信しております。そうしたところを市民の方に御覧いただく、そ

ういう状況であるということをもまず知っていただくことが必要ではないかということで、ちょうど先日発行されました広報と一緒に、全戸にしそうチャンネル加入してください、こんな情報を流しているんですよというような、そういった全戸配布のチラシもこの9月に配布しております。

あわせまして、できるだけ流れているよというところを知っていただくことが必要ではないかということで、市内のくまなくというところまではいきませんが、こういった山崎でもチャンネルを引かれていないようなところにも、今流れている状況を知っていただくということで、今こういうのを流していますよというのをそういう家庭向けにお知らせをして引いていただいたら、近くの話題が御覧いただけるんですよという、そういうお知らせも努めておるところです。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 世良課長が言われるように、まずしそうチャンネルそのものに興味を持っていただくというのが一番大事かなと思うんですけども、そのあたりしっかりと、情報ですから宍粟市の情報を流すといった意味では、非常に大切なもんじゃなかなと思うんです。そういったことに普及に努めていただきたいと思います。

答弁はよろしいです。

それと、もう一つは、同じことなんですけれども、しーたん通信の加入状況というのが、あろうかと思うんですけれども、まず、この資料によりますと、83%、84%台ということなんですけれども、あとの残りの世帯数というんか、加入されていない方というのが16%近くあろうかと思うんですけれども、そのあたり、やはりこの時期特に多いんですけれども、災害情報とかいろんな情報を伝達する上においては、貴重な手段であろうと思うんですけれども、そのあたりもう少し接続率が伸びないかなと、100%が目標だろうと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうかね。分析をしていただいているんかなと。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 こちらにつきましても、今、高山委員がおっしゃっていただいたとおり、頭を悩ませておるところでございますが、おっしゃっていただきましたように、通常の放送につきましては、何らかの形でお知らせできる、このしーたん通信が非常に便利であるというように市民の方からも好評をいただいておりますが、やはり、残り14%につきまして、非常時にお知らせ等にどうするかという大きな課題でございます。

実際に引かれていない家庭等につきまして、こちら契約管理のほうで工事等の取

り扱いを行っていただいておりますが、やはり、集合住宅、こういったところであったり、それから単身世帯、それから今の新築等の家屋、そういったことでまだ対応できていない、そういうところが結構あるようです。

それから、この加入率につきましても、最近、これまた別の問題になるんですが、世帯分離等で全世帯の分母が増えておるといようなところで、この加入率が伸びないというような原因もあるようです。集合住宅等につきましては、住宅の家主さんのほうに引いていただくようにということで、個別に依頼等も行っていただいておりますので、この件につきましては、地道に加入促進に繋いでいきたいとこのように考えております。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 しーたん通信の機器の不具合が生じるということ、少しお聞きしているんですけども、そのあたりはきちっと解消されておるんですか。この平成24年度で。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 失礼します。

しーたん通信の機会の不具合につきましては、昨年度より一応取り組んでおります。昨年度、自治会長さんを通じまして、追跡調査を行いまして、数にしましたら昨年度で216件いただきまして、これが一応9月までの数字で、昨年度全般につきましては、あと97件ということで、現在につきましても、実際、機械の問題かどうかわからないんですけども、雷とか通信障害がかなり出よんですけども、今まだメディアトライのほうに全て対応してもらっておるところでございます。

以上です。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 続けてよろしいですか。

岡前委員長 どうぞ、高山委員。

高山委員 もう1点、これは入札の関係なんですけれども、これは委員会資料の59ページ、58ページかな、あのあたりなんですけれども、入札の落札率をお示ししていただいているんですけども、77%、78%が数値だろうと思うんですけども、業者さんそれぞれお聞きしたりした場合、もう少し御時世ながら、大変事業そのものが低い単価であって、大変苦しいんだという声も聞いておるんですけども、そういったことで県のほうもこの予定価格を上げるということもやられておるんですけども、県のほうからの指導とかといったものはないのか、安いにこしたことは

ないんですけれども、市の考え方と、また業者さんの考え方は幾分差があるかと思うんですけれども、そのあたりこの数字で妥当なのかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 予定価格並びに最低制限価格という御質問とっております。価格につきましては、県、各市独自で一応設定している状況ではございますが、地方自治法の234条の第3号ただし書きという規定がございまして、それに基づき当市におきましても設定をしております。

価格につきましては、一定のルール化を図るべきではないとか、いろんな条項がございまして、現在のところ工事の規模でありますとか、工種、多々いろんな現場によりまして種々いろんな条件がございまして、それを見計らいながら最適である価格というようなことで、現在は設定しているところでございます。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 説明を受けたんですけれども、業者さんそのものがいろんな御意見も伺っておられるだろうと思うんですけれども、本当にぎりぎりの価格で応札しとんやということもお聞きしておるんですけれども、まだまだそれを割って応札されている、変な言い方ですけど、もうけ度外視やと、仕事が繋いだらいいんやというようなことも言われております、確かに。そういったあたり、もう少し最低価格を上げるという方向がいいのかどうか、そのあたりしっかりと検証されたいかがなと思うんですけれども。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 ただいまの御指摘がありましたように、市におきましても、各業者さんの話も実際耳に伝わってきております。かといって、これを上げるとか下げるとかいう問題もあるんですけども、将来的な建設事業も考えまして、前向きに検討はしていきたいと思っております。

以上です。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 それでは、関連する質問ですけれども、そのページ59ページ、入札参加者の登録状況ということで、表が出ておるんですけれども、トータル的には減少になっておるんですけれども、もちろん高齢化、また跡目が、跡取りがないんやといったことでやめられておる方も多々あるかと思うんですけれども、特に我々質問でもよくするんですけれども、土木関係の業者さん、特に、近年に多い災害に対し

て、やはり業者さんの育成をするということも大事じゃないかなと。

例えば、通行どめになったり、通行不能になったりした場合に、やはり地元業者さんがおられるということが本当に心強いところがありまして、そういったあたり仕事を何とか業者さんに回していただきたいというようなこともお聞きしておるんですけれども、この業者さんが減った要因というのは、どのあたりにあるかと思われませんか。

今、先ほど言いましたように、登録をやめて、高齢化とかそういった要因があつての減少なのか、それとも競争のこういった登録される当然のことながら入札になかなか応じられないというような方もあろうかと思うんですけれども、そのあたりの分析はいかがでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 現在の市におきましては、登録制ということで各業者さん種別ごとに登録をいただいております。現在におきましても、新規に入られる方、営業所を市外に移される方、いろいろ会社によって理由があるのかわかりませんが、一応そういう状況でございます。

先ほど申されましたように、災害対応とかもともと後継者の問題も最近若い人たち、現場のほうを嫌うというようなことが見受けられるので、できるだけその辺は市としましても将来的な建設業の安定といたしますか、それを求めるためには、やはり、建設業協会さん等と研修とかいろんなお話もして、総合的なレベルアップができればなというふうなことを考えております。

岡前委員長 よろしいですか。

秋田委員。

秋田委員 経過成果説明書の38ページの上の段でお尋ねをいたします。

この研修についてなんですが、私は委員会でこのことを時々、1年に1回ぐらいは言っているんですけれども、基本的に私の考えといたしましては、昨年よりは若干予算が増えておりますけれども、予算額がちょっと少ないと思うんです。というのは、自分たちのまちは田舎だと、我々はこの田舎の中でどういうふうに存続というか、継続していくということを考えていかなあかんわけですけれども、私は大体三つの要素があるんじゃないかと思うんです。

一つは、新しい技術を入れるということ。それから、二つ目は、考え方というか、穴粟というか、システムというか、そういうとにかく知的な新しい革新をもたらすと、これが二つ目。それから、三つ目は、財政、先ほどからいろいろ質疑が出てお

りますけど、資本に関するお金の裏づけがあると。この三つがないとうまくいかないわけです。

行政の方は、公務員として市民に仕えるという大前提がありますけれども、半面、市民を引っ張っていくというような行政、あるいは自治体として引っ張っていくという使命があるわけですが、私はその使命を達成するということに対しては、やはり、もうひたすら大人になってからでもなおひたすら研究努力ということが、求められると思うんです。

そういう意味では、参加実績、この研修に参加した人数がいろいろ書いておられますけど、一番下の市単独事業の1,170人、これは市内での研修会等の出席率というのか、参加者の人数の累計でしょうから、さほど意味はありませんけれども、やっぱり、対外的に宍粟市よりもよそはどういうことをしているんだということを宍粟市よりもすぐれたものをキャッチしてくるということでは、もっともっと出ていかなあかんと思うんです。そういう意味では、予算が少ないと思うんです。

上席の方にお尋ねをするんですけど、そこら辺のところを公務員の中間幹部、中堅職の人をどういうふうにリードしていこうとして、この企画なのか、私は少ないと思う、もっときばってほしいなと思うんですけど、参事の考え方なり、どなたか課長クラスの考え方、ちょっと回答していただきたい。

岡前委員長 どなたか。

前田総務課長。

前田総務課長 失礼します。

今、秋田委員が言われたとおり、研修につきましては、宍粟市人が減っている中で、やっぱり人は力、人材、やっぱり人をいかに育成していくというのが、これから宍粟市をいかに充実させていくということは、その研修の内容の充実ということに、やっぱりそれは痛感しているところでございます。

そして、今回につきましては、新しい試みといたしまして、自治大学それから去年言われました滋賀県のほう、全国市町国際文化研究所、そういう外のところ、今までは兵庫県だけの研修という自治研修所というのもあったんですけども、そこになりますと、どうしても県の施設、受け入れ人数制限がありますので、できるだけそういう滋賀県のほうぐらいだったら行けますんで、そういうところにも取り組むということで、去年は3人しか行ってないんですけど、今年はもう既に4人ぐらいは行かせております。そういうように、できるだけ幅広い研修機関は、やっぱりこれからも何とか努力していきたいと。ただ、これ幸いに、滋賀県のほうは後では

歳入的には何ぼかは入ってきますんで、そういうのも有効に活用したいと思っております。

それから、あとこの市の単独があまり意味ないと言われましたけども、やっぱり、そういうお金が少ない予算の中で指導者研修に行かすことよって、その指導者を活用して市の単独の研修にも利用していますので、やっぱり、そういう人に教えるということが逆にまた本人の成長にも繋がるかなと思っておりますので、そこら辺も考慮しながら、研修には充実を、できる範囲なんですけども頑張っていきたいと思っております。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 前向きな回答はそれでいいと思うんですけどね、対外的に出て研修を受けてきたと、その返ってきた成果というか、上司がレポートをチェックするのか、口頭報告になるのかがわかりませんが、そこら辺の評価、あるいは、仕事に、今日行って明日の仕事ということはないと思いますけど、半年なり1年単位で考えたら、君の勉強してきたことをもうこの部署で生かしてくれよとかという、そういう評価というのはどういうふうになっているんですか。

岡前委員長 前田総務課長。

前田総務課長 特に、今、全国の滋賀県のほうになりますと、担当者の専門部会の研修が多いので、今回新たにそういう専門的な分を生かした債権回収課ができましたので、その職員といたしまして、債権の回収のあり方研修に1週間余り行かすとか、そういうことは活用しております。

それから、また自治大学に行きました職員につきましては、そこで学んだことを講師として、この間、新人職員、4年未満の職員を対象にした研修には、そういった者の話し方の研修とかを受けてきましたので、それをまた職員に還元したところでございます。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 話し方研修なんかとか、接遇研修なんか、そんなもの常識の話であって関係ないんですわ。例えば、デパートのいらっしやいませというそのおじきの仕方を見てすばらしいなと思う、そんなものじゃないんです。今、冒頭に申し上げたように、宍粟市の10年後なり、20年後なりを想定したときの生き方として、我々はどういう方策をたどっていくかというところの中で、一つは世の中は変わっていくわけですから、システムの研究がありますやん。それから、もう一つは、そういうことを含めた頭の中の考え方、アイデンティティーとかそういったものをどういうふ

うに公務員として持っていくか、宍粟市の将来をこういうように位置づけするかという、そういう狙い方なんですよ、僕が言いたいのは。

そのためには、それでももちろん坂根課長がよく説明されている財政の問題、当然財政は豊かなのが望ましくて、赤字はつらいというのが現実ですから、それは渾身の努力をして赤字を解消していくということは、当然の努力であるわけですが、でも、そのお金と考え方と技術というものを三つミックスしていいポジションを再構築せんと、宍粟市は危ういわけですから、そのための勉強なんです。

待遇で、窓口でにこにこした対応をしようとか、そんなもの常識の常の字であって、関係ないと思うんです。だから、僕はその年間予算の一般会計で、例えば200億円なら200億円前後の予算から言ったら、将来に先駆けた勉強に対する予算額が少ないと、ここに仮にもう100万円上積みして新しいアイデアをとってきたら、それは2年後なり3年後なり花咲くわけですから、もうちょっとありきたりのそういう考え方やなしに、もうちょっと先を見た勉強法を公務員の幹部の人は、特に若くて有能な方はやっていただきたいし、若干意欲のない人は辞退していただいてやる気のある人で再編成して、5年後、10年後再構築するというのを、まちづくりとか企画総務部はそういう計画をしてほしいわけです。ちょっとそここのところは参事に答えてほしいな。

岡前委員長 高橋参事兼総務企画部長。

高橋参事兼総務企画部長 待遇等の研修につきましても、これ当然のことかと思えます。やはり、委員御指摘のとおり、少し長期的な視点に立って、物事を考えるといいですか、システムをつくるなり、この政策形成をしていくといった力量をやっぱり研修していくということが大事なかなと思います。

非常に心強い御指摘をいただきましたので、財政面でも少しこういった職員の研修、長期的な視点に立った長期研修ということにつきまして、財政面でも対応していけるように検討させていただけると思えます。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 今、秋田委員の質問に関連するようなことなんですけれども、どんどん勉強していただいて、立派な幹部職をつくっていただく、これ大切なことだと思うんです。ちょっと見させていただくと人数に対する管理職の数、これは資料の51ページですか、時間外のところにある比較表の中の課の人員に対する管理職と管理職外、これ見させていただくと一般の企業から見ると、かなり管理職の割合が多くないのかなというふうを感じるわけです。

その点についてどう思われていますか。

岡前委員長 前田総務課長。

前田総務課長 管理職の数、多分、宍粟市の場合3割程度、近くになっていると思います。これにつきましては、組織そこら辺の見直し等も入れながら、職員数も減らし、管理職も減らしているところなんですけど、まだ、合併当初からの管理職、そういうところもありますし、もう少しは統合、組織機構と絡めて整理していく必要があるかなと考えております。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 確かに、今言われたとおり合併から8年で、いわゆる退職者等々のことで、早期退職があったりして、その辺は調整ができていっている段階やと思うんですけども、なるべくこの辺のところを調整していただきたいなと思います。

でも、必ずしも人間を減らすこと自体が行政改革ではないと、私は思っていますので、適正なところで必要な人材は必要ということで、その辺の努力はしていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどありました成果の36ページです。ホームページの運営事業のほうなんですけど、これについては委託ということで、100%の支出になっておるわけですけれども、ホームページを見させていただくと、更新があまりスムーズに行われていないような、部分的にと思うんです。もっともっとある以上は広く活用していただくという方向でお願いしたいと思うんですけれども、運用方法についてちょっと伺いたいと思うんですけど。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 ホームページの運用につきましての御質問にお答えしたいと思います。

成果説明書に上がっております91万5,000円の委託料につきましては、これは業者のほうでホームページのサーバーの保守・管理をしていただいております。と言いますのは、このサーバー、以前も委員会で御指摘いただいたことがあるんですが、年に何度かトラブルが発生しております。そういう際に、この京都電子という会社なんですけど、こちらで24時間管理をしていただいております、トラブルが発生したときに対応していただく、そのための委託料となっております。

今、情報の中身についての御指摘を受けておりますが、こちらにつきましては、以前は担当課のほうでこのホームページのページの管理をしておりました。担当課と言いますのは、秘書広報課だけですが、今はそれぞれの担当の課のほうで情報

を打ち込みまして、最後中身をこちらのほうで決裁して暗証番号を入れればホームページにアップできるという、そういうシステムにするなどにして、できるだけスムーズにホームページアップができるように努力をしておるところです。

あと、市内のトピックするであるとか、そういったことにつきましても、できるだけ職員がまめに写真などをとって上げるようにはしておるんですけども、なかなかこのホームページにつきまして、どうしても得手不得手があって、その課によってはどうしても積極的に取り組んでいただけないようなところもあるんですが、新しいホームページを今構築作業をしておりますして、来年2月から運用予定にしておりますして、それに向けまして各課のいろんな意見も踏まえての新しいシステムをつくっておるところでございますので、このホームページ、市民の人に親しんでいけるようなシステムにさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 新システムに切り替えということでございますので、できるだけ幅広く利用していただきまして、市民のみならず全国、これ全世界に共通する電波でありますので、どんどん広めていっていただきたいと思っております。

続きまして、とりあえずここで終わります。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 2、3聞こうと思ったことを先に聞かれたんであれですけども、私のほうからは、成果説明書の40ページの情報管理システムの安定化云々とあるところですね、ここをちょっとお聞きしたいんですけども。

年間予算で4,400万円というお金が市役所の情報管理の部分で使われておりますけれども、非常にたくさんのお金を使っていると、いろんな部分とかいろんな種類のあれはありますけれども、これ4,400万円というのは、本当に適正なものなのかということをお聞きしたいということと、さらに、もうちょっとコストダウンすることを視野にしているのかどうか、例えば、クラウド化とかいろんな形で情報を共有するような形のそういうシステムもありますし、この4,400万円というところが、毎年管理に使われているわけですけども、この辺の今考えはどういうことか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

岡前委員長 答弁は。

尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 情報系の管理の話でございますが、現在、内部情報系というこ

とで、住民情報系の報酬、グループウェア、文書管理システム、財務会計システム、人事給与、それから基幹ネットワーク等々、かなりのネットワークを持ちまして、現在の情報が伝わるような仕組みになっておりまして、この中でも住民情報系といひまして、一番これ約3,300万円ほど年間の保守がかかっております。これにつきましては、システム自体が重要な部分なんで、保守・管理はかっちりしていかなあかんと思うんですけども、これもまた2年後か、また次の更新の時期を迎えます。その時期にあたりまして、先ほど申されましたクラウド化とかいろんな問題があるんで、クラウド化も現在、近隣におきましてはたつの市のみやっているんですけど、これだけは単独でやるのがええんか、単に会社さんとするんがええんか、何につきましては、すぐ問題というか、どれがよくてどれが悪いといういろんな状況があるんで、その辺も判断しながら進めていったらなということで、保守につきましては、先ほど申しましたように、かなりのシステムが入っているんで、これは仕方がないかなという感じしております。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 その管理料が4,400万円が高いのか安いのかというのも、はっきり僕らも理解しにくいんですけども、やっぱりそういう意味では、今、防災・減災という部分もございますので、それはまあ一応の手は打っておるとは思うんですけども、そういうクラウド化とかそういう形で管理を二重、三重にカバーをかけていく、それで、コストを下げていくということも、今後努力をしていただきたいなという思いでございます。

それから、その40ページの下段なんですけれども、光ネットのところでございますけれども、中ほどに支障移転工事を行ったということで、137件が出てきますけれども、この支障移転工事というのはどういうものなんでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 支障移転工事と申しますと、現在、光のシステム自体を関電さんの電柱であったり、NTTさんの電柱、もしくは自営柱等で市内に配線しているわけなんですけども、道路改良とか関電さんの電柱自体が移設というような場合がございます。当然、乗っかっている線、そこらがかなり出てきます。それで、これ年間何本あるという話じゃないんですけども、道路改良で支障があるところがあれば増えるし、そういうところがなければ減るしというようなことで、多くはその道路改良等による移設となっております。

岡前委員長 西本委員。

西本委員　そういう意味で、今後もいろいろそういうメンテナンスと申しますかね、そういう部分でかかわっていくわけですが、できるだけそういうものを押さえてお願いしたいと思います。

それで、36ページのさっき高山委員のほうからも話があったところですが、しーたん通信の宅内工事完了が1万2,000戸と申しますか、1万2,000件ということで出ていますけども、これ今後まだいろいろな意味では、さっきできない理由は言われていたけども、これは徹底して1万4,000戸あるとしたら、1万4,000戸までしーたん通信のほう、防災の面でもございますけども、やっていこうとされているのかどうか、確認したいんですけど。

岡前委員長　尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長　しーたん通信の設備につきましても、現在も新築家屋等ようけ設備されよんで、その都度出てきております。それで、あと問題なのは現に加入されていない方、先ほど世良課長も申しましたけども、いろんな情報発信をしまして、できるだけ100%に近い施設整備は必要かと考えております。

岡前委員長　ほかございますか。

小林委員。

小林委員　先ほども飯田委員からも出ておったんですが、ホームページの件ですけどね、この間もちょっと総務のほうにお電話をさせていただいたんですが、この間8月、お盆ぐらいやったかね、開きますと、市長は福元晶三、写真は田路　勝さん、議員は20名、そして議長は岸本議員、その辺はあっているんですが、人数と市長の写真が違っているという、これをいわゆる開いて公に全国ネットで間違いを出すというのは、これはもってのほかじゃないかなと思うんですよね。これが1件。

指摘ばかりになるんですけども、非常に資料の間違いがちょっと多いんじゃないですか。

あと、報告の中に交通事故、こういうようなことがありまして、指摘ばかりになるんですが、やっぱり、ちょっと気を締めてもらって、やっぱりそういうことも本当に減らしていただきたいなと思います。

岡前委員長　答弁は。

世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長　失礼します。

先ほど小林委員のほうからおっしゃっていただきました市長の写真、それから議員の定数の件なんですけども、これ私どものほうも指摘を受けまして原因を担当

のほうで調べました。市のホームページそのものは市長の写真も変えておりますし、議会のほうの人数も修正をきっちりしてはりましたが、インターネットの性格上、一番見ていただくページの部分は修正しておるんですが、古い別のデータが残っておるところに繋がって行って、小林委員が開かれたときにそれが出てきたというふうな報告を受けております。

そちらについても修正をするようにということで、こちらから手だてを打ったということで、これインターネットの一番の課題であると思うんですが、一番大もとの分を修正したとっておいたら、それを引用して別のところにデータがあったときに、それが出てくると間違っただけのものが出てくるという、そういうこともあり得るということで、今後そういうことが発生しないような手だてを、今新しいホームページのほうでどういうことができるかというようなのも含めて、今検討しておりますが、そういう事実があったことについてはおわびを申し上げたいと思います。

岡前委員長 高橋参事兼総務企画部長。

高橋参事兼総務企画部長 ホームページの件は先ほど世良課長のほうから御説明したとおりなんですけども、資料の間違い、交通事故の件に関しまして、本日の資料にもミスがあったということで、やはり、きちっと出す資料につきましては、出す前に点検を再度きっちり、当たり前の話ですけれども、点検をするということが必要かと思っておりますので、徹底をさせていただきたいというふうに思います。

交通事故に関しましては、宍粟市の場合、本市の場合、どうしても車での利用というのが使用回数が増えております。それだけ事故を起こす、事故に遭う可能性が高いということではございますけれども、やはり、日ごろの安全運転について研修等をもって、きちっと認識していただくよう、こちらのほうにも徹底してまいりたいというふうに思います。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 ありがとうございました。

徹底して交通事故には気をつけていただきたい、また、資料はいわゆる大きな介護保険なんかの間違いもございましたんで、それはもう徹底してやっていただきたいなと思います。

そこで、参事にお伺いをするんですが、宍粟市に来ていただいて、率直に宍粟市はどのような感覚といたしますか、どのようなふうな市であるというふうにお考えでありますか。

岡前委員長 高橋参事兼総務企画部長。

高橋参事兼総務企画部長 2カ月余りということ、まだまだ市の中を十分把握できているかどうかということにつきまして、まだまだ十分ではないかなと思っておりますけれども、一つは、やはり県下でも二番目に広いということで、豊岡市に次いで広い、淡路島よりも大きく、また琵琶湖よりもやや小さいですけれども、これだけ大きな市域を抱えているということに関しましては、行政的な面で非常に困難な面、やりにくい面がやはりあるのかなと考えております。このあたり市民局等の機能等々をよく考えながら、連携しながら進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

あと、市の職員の皆さんは、非常に私感じますところは、非常に真面目で熱心に取り組まれているなというふうに考えております。

先ほど言いましたように、市内だけではなくて、もう少しほかの市外、もしくは県域、県外のほうにも目を見ていただいて、少し広い観点でもって取り組んでいただいたら、よりよき市政に繋がっていくのではないかなと、そんなふうに考えております。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 宍粟市のために努力をしていただくことをお願いして終わります。

岡前委員長 ほかがございますか。

東委員、どうぞ。

東委員 もう2点だけお聞きをしたいんですが、まず、1点目は、先ほど出ましたしーたんとしそうチャンネルのことが出ましたけども、しーたん放送、お昼ですね、12時15分から放送されていますね。これについて、住民の方から時間帯について要望とか苦情はなかったですか、平成24年は。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 失礼します。

しーたん通信のお昼12時15分からの放送時間については、市民の方から変わらないのかという御意見はお寄せいただいております。

この件につきましては、運営委員会、こちらも設けておるんですけども、そちらにも少しお諮りもしたことがございますが、この時間を設定するにあたって、いろいろと協議をして、ベストではないけどもこの時間がいいんじゃないかということで、今設定をしていただいているようです。

理由としましては、例えば、外から仕事で帰ってきて、お昼御飯を食べられているその時間に聞いていただくのがいいんじゃないかと、中にはもう少し遅くしたら

いいんじゃないかという話もあったようなんですけども、お昼はNHKの連続ドラマを見られている最中に流すとまずいいんじゃないかというお話であったり、あるいは12時半ぐらいからはちょっとお休みになられる方もいらっしゃるかなとかという中でこの時間を設定しているようで、もう少し市民の方の御意見を聞いたかどうかということで、12時15分を現状放送させていただいております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 いろいろ理由があって、そうされているんだと思うんですけども、今ちょうど課長のお答えにあったように、ちょうどお昼御飯を食べに帰ったとか、食べているときということについてなんですけども、私もお昼ちょうど自宅でとるときがあるんですけども、12時から必ずNHKのニュースを見ながらになるんですけどね、ちょうど12時15分で全国ニュースが終わって関西のニュースに入るんですよ、15分から。それでは、関西地方のニュースを申し上げますと言ったときに、しーたん放送が流れてくるということで、ときにはテレビのボリュームを小さくしたり、反対にテレビのボリュームを上げたり、その関西地方のニュースによって、しーたん放送との中身によってボリュームを切り替えながら、どちらも聞こうと思ってしているんですけども、あと5分ずらせばちょうどいいんじゃないかななんて自分で思いながら、今日まできているんですけども、そういうことで住民からいろんな情報なり苦情はなかったかなというふうに聞いたんで、もし、平成24年はもう終わりましたので、平成25年もう既に始まっていますけども、半期も過ぎていきますけども、修正ができるようだったらしたほうがいいんじゃないかというのは、これは意見として捉えてもらったらいいですね。いかがですか。

岡前委員長 世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 ありがとうございます。

貴重な御意見として賜りたいと存じます。

1点だけ御理解いただきたいんですが、放送の時間と言いますのが、市から出す時間、その変更だけで済まない部分があるんです。と言いますのは、御承知のように、ページング放送ということで、各自治会長様あるいは学校長等にページング、その電話から管内の放送をしていただくように番号、IDを附与しております。

これは各自治会の行事であったり、あるいは学校行事、あるいは非常時の通信等に連絡等に活用させていただいておりますが、そのページングの時間帯がこの放送にかぶらないように、各自治会長さまには、この時間帯、例えば12時15分から放送が

始まりますので、それより前にされる場合には、かぶらないような時間帯をということをお願いしております。

ですので、市の思惑だけでこの時間を変更しますと、今度ページング放送、自治会長様方のページング放送に使っていただく時間もまた周知をして御理解をいただく必要が出てくるという、そういうこともございますので、市の思いだけではすぐ変更できないという点も1点御理解をいただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

岡前委員長 東委員。

東委員 ページングは私も存じております。

過去に自治会の役職を預かったこともありますので、ただ、ページングは私の代はしなかったんですけどね、なぜなら全戸しーたんがセットされていないんで、ページング放送をしても全戸に行き届かないということがありましたので、あえて私の自治会を預かっているときはしなくて、全て回覧で済ませてしまったというようなことがあるんですけども、それはそれとして、さっきも意見が出ましたけども、そのしーたんはちょっとそれますけども、やっぱり全戸に設置をするように、やっぱりできるだけ指導なり助言をする必要があると思います。

それと、それに伴ってページングのことがありますけども、それは自治会長に通達すれば済むことですね。あんまり大げさに考えなくても、課長、自治会長にこうなりましたよ、こうしてくださいよと、それで終わりですよ。

岡前委員長 どう。世良秘書広報課長。

世良秘書広報課長 今おっしゃっていただいたとおりで、通知すればいいという考え方もあるんですけども、できるだけ今東委員がおっしゃいましたように、全自治会長さんに使っていただくように、簡単に使っていただけるんですよというそういう啓発の部分の途上にございまして、今まさに東委員がおっしゃいましたように、まだうちの自治会は普及率が低いから使わないとっておられる自治会長も事実ございましたが、それを使っていただくことによって、自治会内のまた普及の進んでいくんでお願いしますというようなことを御理解をいただいておりますので、それと合わせて、また今後普及に向けても取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

岡前委員長 東委員。

東委員 よくわかりました。

繰り返しになりますけども、私は実施しなかったんですけども、ページング放送

というのは非常に有効でいいことだと思います。ですから、各自治会が全てページング放送ができれば理想かなと思います。そのためにはしーたん受け入れる方が全戸、やっぱり設置が望ましいですね。ただ、お金が要りますから、65歳以上の家庭には、それぞれ免除があっても、それに達していない家庭は1万余りの出費があるということで、お金をかけてまでという方が、やっぱりおられるようですよね。それと、繰り返しになりますけども、私のように回覧で全戸に案内をすればちゃんと事は足りるという両面のことで、まだ設置が遅れているんじゃないかなと思いますので、極力指導を平成25年半分過ぎましたけども、指導を続けていただきたいと、このように思います。

それと、委員長もう1点ね。

成果説明の35ページになりますけども、先ほども出ました地域情報番組放映事業ということで、非常に私はこの事業を評価をしているところなんですけども、そこで、ちょっと脇道に、横道になるかもわかりませんが、その企画総務部としてこの地域情報番組放映事業、これは非常に先ほども言いましたように、評価をしているところなんですけども、平成24年度、企画総務といわゆる企画としてね、何をしたんだろうと、そしたら、この地域情報番組放映事業をしましたよということで、非常に結構なことなんですけども、先ほど申し上げましたように、ちょっと話が横道にそれたり、ずれますけども、企画と総務とがあって、企画総務部というのがあるわけなんですけども、これはもともと我々はこのことに関して口出しできるものではないんで、委員会で聞いたときも「ああ、そうですか」で終わったんですけども、もともと企画と総務というのは、性質が違うものなんですよね。

だけど、一応こういう部になっているんですけども、仕方なんですけども。総務部として、総務の関係でいろいろな取り組みをされています。だけど、企画というのは、本来まちづくりが企画であって、まちづくり推進部とこの企画総務部の企画の部分とが何か重なってしまって、どちらが何をしているんだろうというようなことが、現実にあると思うんですよね。

その結果が、この平成24年度の成果説明では、私が捉える限りでは企画総務部として、企画の部分で成功したのはこの地域情報番組放映事業だけかなと、こんなふうに思うんですけども。

企画総務部の企画部門として、十分に平成24年度はできましたよという総括なのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

岡前委員長 答弁は。

坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 今御指摘のありました平成24年4月1日に、その前はまちづくり推進部、それと総務部、それが管理部門と一緒にしましょうということで、企画総務部が昨年4月にでき上がったと。

具体的には、まちづくりの実践部門については、まちづくり推進部が引き継ぐ、計画等々につきましては、企画総務部の企画部門が引き継ぐという形で昨年スタートをしました。

なかなかこう企画部門というものについては、形に見えて結果があらわれるというものは少ないというのが現実であるというふうに思っておりますけども、進行管理が十分できたのか、あるいは計画がすんなりできたのかという部分で考えてみますと、十分機能していない部分も一部にはあるというふうに考えています。

ただ、先ほど来、御質問の中で、東委員さんのほうからありましたように、滞納整理でありますとか、あるいはその部分については、先行き見えない部分が非常にあるわけでありまして、集中して取り組んだ結果が住新のことであったりするのかなというふうには、一部ではそういう企画総務部として進んだ中で、成果としてあるのかなと。

もう1点は、財政部局と企画部門が一緒になったという部分もございます。昨年の実施計画の策定段階で、実は、実施計画ハード部分については予算編成の事業版という捉え方の中で、実施計画を策定をしたと、その結果がそのまま予算に反映したということではありませんけども、一定事務の簡素化、あるいは実施計画の部門と財政の部門が同じ課ということで機能的には進んだのかなと、そんな評価もさせていただきます。

しかしながら、まだ1年部分でまちづくりの実践部門と企画部門の連携という部分については、双方が十分な理解をできていたかなということを考えてみますと、少しそのあたりに意識の開きもあった部分がありますので、それについては今後十分な連携を図っていけるように、我々が努力をしていかないといけないというふうに考えています。

いずれにしても、初年度でしたので、機能した部分、あるいはしなかった部分双方出ているのかなと、そんなふうに思っております。

岡前委員長 東委員。

東委員 先ほど申し上げたように、各部の設定に関して我々はとやかく言えるものではないので、それ以上のことは言えませんが、あえて平成24年度の決算につ

いて申し上げているので、できたのかなと、やっぱり、その企画というのはあくまでも企画であって、財政というのはあくまで財政であって、いわゆる総務であって、財政であって、管理になるわけですね。

ですから、まちづくりというのは、まちづくり推進部というのは、もちろんそれは大事なことなんですけど、企画の中にあってまちづくりでないといけないんです。ですから、企画部があって、そしてそこでもってまちづくり推進をするというのが、本来の形かなって私自身は思っているんですけども、あくまで思っているだけで。

それと、先ほど、なかなか企画総務部の企画の部分においては、なかなか形にあらわれない部分があったり、なかなか結果に繋がらない分が、結果が出ない分があるということでしたけども、私は逆だと思います。企画総務部の企画の部分は、形にあらわれて結果を出さないと企画の意味はないと思うんです。これは、私の思いですけどね。ですから、その辺のちょっと感覚の相違があるかも知れませんが、その辺でやっぱりあくまでこれ平成24年度のことですから、これ以上は言えないんですけども、私としては、この平成24年度は企画情報番組放映事業が評価はできるけれども、それ以外は企画総務部への評価がちょっと薄いなというふうに感じましたので、再度思いを聞いて終わりたいと思いますけどね。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 まず、去年の組織機構でまちづくり推進部等を企画総務と分けた状況では、当時の組織機構の見直し、その段階で管理部門と実践の部門をはっきりと分けておくほうが、より効果が上がるというふうにしてその部局を分けてきたと。いろいろな評価・議論があろうと思いますけども、そのことを信じながら分けてきた分ですから、さらにその部分が実績が上がるように、それぞれの両部が連携を図りながらする必要があるだろうと。そのことで、それが最終的にそれが一番いいんだというふうにして、結果もそうだというふうにしてやったわけではありません。それを努力しながら、そこに課題があるということで、そのときは認識をしていきますと、さらに見直しも今後は必要だろうというふうを考えております。さらに、企画部門については、結果が大事やとそのとおりだというふうに思っています。決算額とか、そういうことではなかなか結果があらわれませんが、ある意味各部局が政策を打ち出す、あるいは施策を打ち出す段階では、企画総務部の中で事前調整をしながら、最終的には施策決定をするというプロセスをとっております。その段階では、我々のほうが担当部局と十分協議をしながら政策的な、あるいは施策の方向性自体も担当部局と十分協議をしながら変更してきた事例もたくさん

ありますので、そのあたり全ての宍粟市の政策・施策という部分については、我々としては十分に、十分とは言えませんが、かかわりを強く持ちながら、施策の執行に当たってきたというところは、一定自負しているところがあります。

以上であります。

岡前委員長 東委員。

東委員 終わりつもりだったんですけども、最後に、ちょっとこれは決算には直結はしませんけども、今のあくまでも企画総務部に関して、金銭的なことで直結はしませんけども、決算に。

ちょっとさっきお答の中にありました、例えば、企画で滞納整理の件とかというふうに、ちょっとちらっと耳に入りましたけども、私は企画総務部の企画の部分、総務の部分、例えば、滞納の件に関してなどは、これは企画の部門じゃなくて、総務の部分できっちりとやっぱり他部局と連携をとってやるべきだなとこう思います。

あくまでも管理面で、管理という意味でいわゆる財政の部分ということで、やっぱりやっていくべきだと思います。それと、企画の部分に関してはまちづくりということで、一步前へ出るような、宍粟市を一步前へ出すべきじゃないかなと、そういう部分を企画の部分が担当して、そして、管理の部分はしっかり総務のほうでやっていくと、これが両輪になって企画総務になったらより進むんじゃないかなと、このように思いますよね。

私も55歳までサラリーマンでおりましたので、ずっと若いときから会社にお勤めしておりますけども。会社とは、その市役所業務とは、全く違う部分がありますけども、やっぱり一步前へ出るとか、管理をするという分に関しては、会社組織、企業もやっぱり役所も同じように感じますので、その辺をしっかりと平成24年度の決算を踏まえてやっていっていただきたいなとこのように思います。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 平成24年度については、管理部門と企画部門がこの企画総務部で一緒になりまして、それぞれ従来ある課をそのまま引き継いだもの、あるいは、二つの課を一つにしたもの、そういう中でスタートをさせていただきましたけども、特に今おっしゃっていただいたように、管理するもの、それからある意味攻めていくもの、そういったもののさび分けをきっちりしながらしていく必要があったんだろうというふうに思いますが、やはり、結果としてはその部分、十分なさび分けができずにきてしまったことを、一定反省をしないといけないなというふうに思っています。その攻めていくものの部分として、これからそのことの反省を生

かしながら、次に繋げていきたいなと思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 続けてお願いします。

お配りいただいた決算委員会の資料の20ページからの行政評価に関して、お伺いします。これは是非参事にお答えいただきたいんですけども、まず、評価の論点とした内容、この言葉の意味がちょっとわからないので、ちょっと御説明いただきたいことと、この表を見ると、評価委員会による課題の認識の部分で、定義が曖昧であるとか、目標を具体化すること、成果を示す尺度がない、具体的な方針や目的が明確でないなど、評価をするにまだ値しないというふうな成果に見えるんですけども、こういう状態で行政評価というふうに言えるのか、ちょっとこのあたりの認識というのを伺いたいんですけども。

岡前委員長 高橋参事兼総務企画部長。

高橋参事兼総務企画部長 この平成24年度に行われました行政評価につきましては、誠に申しわけないんですけども、その経過の中で私がそこに入って議論を聞いたりしておらない関係で、そのことにつきましてはなかなか今答えることが難しい状況です。

平成25年度の行政評価につきましては、これから取り組んでおるわけですが、その部分につきましては、評価委員会のオブザーバーになっていただいておりますが、県立大学の先生の御意見等も踏まえて、市民の方にできるだけ評価内容がわかりやすく理解できるような形で議論を進めていきたいと、そういうふうには考えておるところでございます。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 先ほどの御質問にありました評価の論点という部分、どういうふうに設定をしたのかということですが、実は、事前にかなりたくさん事務事業があって、それを一定の基本的なくくりにしたものを昨年評価をしています。ただ、その数もかなり多くて短時間で評価を全てするわけにいかないというところで、事前に幾つかに絞り込んでいます。昨年については、15基本事業という形で絞り込んでおるわけですが、さらに、評価をしていく時間的な制約もございますので、事前に担当の私どもと、今参事のほうで申し上げました大学のアドバイザーで入っていただいている先生と事前協議をして、この事業についてはここを論点に評価をしていこうというところに、あらかじめ設定をし、各部局にも通知をしながら、評価委員会、第2次評価がスムーズに進むような流れで進めた結果、論

点とした内容というところの表記をさせていただいているところであります。

一方、その内容的には、私どもとして少し課題があるだろうという基本事業について、平成24年度は評価をしております。ですから、中にはなかなか十分に機能していないよという率直な意見が出た、そのことを隠さずに報告するというのが我々の務めだろうということで、この表についてはホームページでも報告を公開しているという状況にあります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかるんですけど、結局、これは行政評価ということは、何かの目的なり、目標なりが達成できているのか、できていないのか、成果を調べるというか、はかるのが評価だと思うんですけども、その成果をはかる指標自体がないという評価ということのつじつまというかがわからない、特に、これは問題のあるものだけをピックアップして、ほかのものは数値目標なりに対しての評価が加えられているのかということ、これはなぜ参事にお伺いしたかということ、今、県とかいろんな市町村では、恐らく行政評価というのは徹底してやられていると思うので、こういったことが行政評価に値するのかどうかという、これは率直に他市町との比較でどうなのかという、これは感想という意味でもお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

岡前委員長 高橋参事兼総務企画部長。

高橋参事兼総務企画部長 行政評価の仕方というのは、非常にいろいろと意見があるといいですか、議論があります。県におきましては行政評価、取り入れておりますけれども、事務事業の評価ということで、一つ一つの事業については、目標設定をして、それに基づく成果というのをはかりやすいかなと思っております。

ここの別冊で出ております主要な施策の成果説明書というのが、まさにそちらを意識したものかなというふうに思っております。この1個1個の事務事業の評価というやり方もございますが、今、この宍粟市のほうで取り組まれておるやり方、これは平成24年度から新たにに取り組まれているというふうに私は伺っておるんですけども、一つ一つでは木を見て森を見ずみたいなことになっているんじゃないかというような議論の中で、1個1個の事業についての成果説明書をつくりつつも、もう少し広い分野といいですか、1個1個の事業ではなくて、例えば、商工業の振興という基本の施策についてどういう取り組みが全体としてなされているのかということの中で、そこにはなかなか1個1個の事業ではないので、個別の指標というか、目標設定がしにくいということがあろうかと思われまうけれども、新たなそういっ

た全体を眺めてこの施策がどうなのかという評価をしていこうという新しい取り組みかなというふうに私は見ておりまして、こういう取り組みも進めていく必要があるのかなというふうに思っています。

1年目ということで、まだまだ十分ではないところがあるかと思えますけれども、是非ともこういう取り組みもあわせて私としては進めていく必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

主要施策に係る成果説明書の中で、やはり気になるのが、目的と数値目標の整合性がないというところなんです。例えば、成果説明の35ページの下番組のところ、これは成果があつてというふうな評価もあるかとは思いますが、実際には、目的としては観光客の入り込み数増大、地域の活性化、地域の産業の振興、そういった成果を出すために委託料の云々、幾らを費やしていると。で、その数値目標が特集枠5回、トピックス等12回、これはやれば当然できますよね。それは行為の目標であつて、行為に対して税金を充てているわけじゃなくて、成果を出してもらいたいんで、是非とも観光の入り込み客数が増大したのかどうかというのが、成果指標でなければならないんで、幾らこんなものを、例えば、上のものに関して言えば、成果目標だと思えます。宍粟市への関心を深めていただくという目的に対して、ふるさと市民の人数、これが目標を達成できていないと。こういったところでしてもらわないと、例えば、ホームページにしても観光情報の発信を行い、市のPRを行う、このアクセス件数が市内外どれぐらいの割合で推移しているのかというところも分析していないですし、下のしーたん放送も放送日数365日という目標、これは本当にこの事業の目標になるんですかね。そのあたりがちょっと、いろんなところを見ても非常に曖昧なので、このあたりの認識がもし行為の目標に対して予算を云々という話であるのであれば、もうそれは、何て言うか、平成24年度の決算の成果としてどうなのかということがちょっとはかれないので、ここの指標に関しては、参事はどのように感じられますか。

岡前委員長 参事、答弁できますか。いいですか。平成24年度のことなんで、次長が答えたほうがよかったら次長が教えてください。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 これは平成24年度個別のことじゃなくて、事業の成果をはかるという一般論の話なので、別に平成24年に特化した話ではないと思うんですが。

岡前委員長 高橋参事兼総務企画部長、答えてください。

高橋参事兼総務企画部長 確かに何回やるのを何回やったということでは、なかなかこれが目標と言えるのかというところはあるかと思います。ただ、情報番組を流すと、そのまま観光入込数に繋がるかというところもちょっとありまして、観光入込数を増やしていくというのは、当然、こういう番組放送もありますし、それ以外の観光振興の取り組みというのともあわせて取り組みかなと。それを一つの指標に置くという考え方は目安としてはあるかと思いますが、この放送事業が直接観光入込数の増大に直で繋がっていくという、数値としてきちっと伝わっていくということは難しいのかなとも思います。

ここの数値目標、指標の置き方につきましては、できるだけその事業の成果ということをはかる意味でのわかりやすい指標をとということが求められるかと思います。あまり件数だけを上げるということでも難しいですし、目標を大きくというか、それだけではなかなか達成できないような目標を掲げるというのもどうかとも思いますが、その辺はこれまだ本当に難しいんですけれども、その事業を行うことで何を具体的に目的にしているのかというところを明らかにして、それをできるだけ反映できるような数値目標を設定していくべきかなというふうに、私たちは考えております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 是非そうしていただければと思います。あと、第2次行政改革大綱の指標実績一覧がその後に続いているので、そちらも続けて質問させていただきます。こちら先ほどの各種事業の成果ということも含めてなんですけども、結局、指標面、重要視する指標という、例えば、1-1情報提供機能の充実で、重視する指標として上げている候補地の設置店舗数、職員アンケート、これは全く目標も立てていないので、この実績がいいのか悪いのかの判断もできませんし、非常に重要な職員の方のアンケート、これは目標値を掲げながらやっていないというような形だと思います。

全てこういった指標に関して、ざっとですけども、行政改革大綱を見たときに、目標値がないことに関して実績、例えば、目標値があってもそれが達成できていない、特にごみの問題でしたかね、行政改革大綱の目標値はマイナス云々が、実績では逆にプラスになっていたり、こういったところで一つ一つを見ると、非常に指標であるとか、目標であるとか、それに対する実績であるとかということが、認識が甘いというふうな感じがしますし、非常に申しわけないんですけど、こういった

成果指標なり、成果文書が対外的にホームページとかで公開されるということは、非常にわかる人から見たら、宍粟市のイメージダウンに繋がるレベルだと思うんです。そのあたりちょっと僕の認識が間違っているのかどうか、お伺いしたいんですけども。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 いろいろ認識が甘いのではないかなというところ、取り組みの部分とは違うところで、捉え方の部分で御指摘だろうというふうに思っております。

先ほども答弁で申し上げました行政評価にしる、多くの行革にしる、職員一丸となって同じ認識の中で進めていかないといけないというのは、強く思っているところでもありますけども、なかなか高いレベルで認識が一致しているかということ、そうでないところも一部見られるというところが、こういう結果になっておるんだろうというふうに思っています。

そのことを我々がコントロールするといいますか、目標値とかその実績の評価の仕方、そういったところを我々が十分に認識をしながら、結果として公表していくというところに至っていく必要があるだろうというふうに思いますが、御指摘のとおり実績、目標値が掲げられないとか、あるいは実績値が出ないとかいうところもございます。

ただ、行政改革につきましては、財政の健全化に向けて無駄を省いていきたいと思いますという目的とともに、一方では、住民サービスの向上についてはどういう取り組みをすれば、市にとってよりよい方向へ進んでいくのかという視点もございます。その中で、取り組まれた内容がこの結果としてあるという、今、一つの例として出されましたごみの関係につきましては、18品目に変えたことによって収集の方法も変わってきて、経費がたくさんいったと、住民サービスの結果としてこうなっているという状況もございますので、一概に額が増えているから行革としては成果が出ていないということには、我々は捉えていないというところで御理解をいただいたらなど、そんなふうに思っています。

ただ、目標の設定、あるいは、先ほど御指摘がありました成果説明書の数値目標の設定、その部分については十分な目標が設定されるとは全く考えておりませんので、これからの我々が努力しながら、今委員が御指摘になった目的と手段の手段でない目的のほうを目標に掲げられるように我々としては努力をしていかないといけない、あるいは職員にもそのことを周知徹底をしていかなければいけないと、そん

なふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 先ほど、職員の研修の件が出たので、その行政改革大綱の指標、資料の36ページの3、人材育成基本方針の推進ということで、研修会の参加率、これは目標90%が93だと、もっと重要な研修参加で意欲及び資質向上を自認した職員の割合、これを65%にしようというのに、ここをはかっている、そんなことで先ほどの職員の研修に対する答弁が成り立つんですかね。やったらいいという話にしか見えないんです。ちょっとここはもう答弁結構ですので、こういったところが非常にいろんな事業の目標設定も曖昧ですし、行政改革大綱も重要なところを評価していないというところがあって、非常に都合よく成果を上げてきているように見えるので、このあたりちょっと市民に対してもしっかりと説明責任を果たすためにも、わかりやすいように今後改善してください。

あと、じゃあ、最後に、同じ資料の最後のほうですね、56ページの総務管理費、財産管理費関係というところの部局本庁云々、借上げ内容、公用車駐車場借上げ代、支出、債権者しそ森林王国、これは一体どこの駐車場のことを言っているんでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 しそ森林王国協会から借りております土地ですけども、旧庁舎、その北にあるんですけども、現在臨時職員の駐車場になっているんですが、前の本庁があった後、もともとしそ森林組合の土地でありましたので、それを借り入れしております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 あの建物が、あの部分がしそ森林王国協会のものということですか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 もともと建物が建っておったところは市の土地なんですけど、その北側にもとものしそ森林協会の土地がございました。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 もとものしそ森林王国協会の土地というのは、こちらの団体が不動産として土地を所有していたということでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長、ちょっと図面で示してもらわないとわからんと思いますが、口頭では。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 結構です。

あと、すみません、先ほど最後と言ったのに、もう1個。同じ資料の58ページで入札の件、これも先ほど出たんですけども、この表、一番上の表なんですけども、これは一番下の数が全入札の数で、上の小計のところは市内業者さんということで見方はいいんでしょうか。まず、そこをお答えください。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 そういう見方で結構かと思います。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 となると、平成23年度は215分の165、平成24年は240分の155、平成23年度は76.8%、平成24年度は64.6%ということで、入札の件数の市内業者さんの割合が落ちていっていると思うんです。その数字の見方、割合の出し方であれば、先ほど言っていた地元業者というか、事業者の育成云々を考えたときに、この現状はどういうふうに評価すればよろしいんでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 ちょっと上の表なんですけども、市内公募合計155件、ちょっと平成24年度についてですけどね、240件とございます。これにつきましては、当然、市内業者育成ということで、上の155件については市内の建設道路等の建築工事の発注等がメインとございます。その下にいきますと、公募による市内公募、郵便とか、市外指名とか、市内公募とか、いろいろあるんですけども、市内で対応できない分につきましては、市外にも対応を求めています。そのわけでございます。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 市内で対応できない工事なりというのは、例えば、どのようなものがあるんでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 単純に申し上げましたら、公立宍粟病院の大きな医療機械なんかは市内の取り扱いがないので、そういうことは市外の専門の業者さんというような格好になっております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 工事に関しては、特にその制約はないんでしょうか。

岡前委員長 尾崎契約管理課長。

尾崎契約管理課長 工事につきましては、特にそういう制約はないんですけど、大きな建築工事になりますと、経営点が何千点、何千何百点以上とかということになりますと、市内業者では対応できない分については、市外の大手を入れるとか、そういうふうなことでございます。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 これは例えばもっと率を上げていくように、工事の発注の仕方を変えとか、そういった何か目標みたいな、育成とか、市内での経済的な活性化等も含めて、何か目標値みたいなのを設定する項目なんでしょうか、これは。

岡前委員長 井口契約管理副課長。

井口契約管理副課長 市内の一般土木の工事につきましては、一応、概ね3億円までについては市内の業者さんに発注しますと、3億円以上の工事については市外も含めて発注したいというふうに決めております。建築につきましては、一応、5億円までにつきましては、市内の業者でできるだろうというふうに、一応概ねですけども、決めてはいますけども、1件1件入札審査会のほうで検討していただいて、市内で発注できるものについては市内の業者様に、市内で競争性が少ないものについては市外の業者も含めて発注していきたいというふうに考えております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 質問に答えていただきたいんですが、それは目標として持ったりという指標ではないということですね。

岡前委員長 井口契約管理副課長。

井口契約管理副課長 工事の発注とかその辺については、目標で100%市内の業者という目標はございませんけども、分割できるものについては分割して、なるべく市内の業者に発注する方法をとったりとか、可能性は求めていきますけども、物品の購入とか年度内にどういったものを買うとかというのが当初からわかっておりませんので、極力市内にできるものは市内という考え方で検討しております。

岡前委員長 ほかに。

西本委員。

西本委員 これはちょっと是非参事にお聞きしたいんですけども、今も出た滞納の問題ですけども、成果説明書で17ページ、18ページということですけども、具体的なことがどうのこうのじゃないんですけど、この18ページで不納欠損が3,000万円ほどありまして、この滞納の収納状況の中で、3,600万円ぐらい減ったということになっています。これは不納欠損が3,000万円ありますんで、実質600幾らかが数字

的には解消できたいんじゃないかなということなんですけども、私もいろいろ総務のときもいろいろ勉強もさせてもらったりしておったんですけども、今現在は、平成25年度からは新たな徴収部門を設けて、徴収にあたっておられると思うんですけども、この滞納の問題というのは、毎年出てきてなおかつ増えていってきているということが基本的なことなんですけども、本当に担当職員が必死になってやっておられるし、本当に一番つらい役目じゃないかなと。そういう私自身も個人的にはそういう仕事もしたことございますし、本当に滞納を徴収する人は大変じゃないかなと。本当に困窮されている家の方とか、そうじゃない方、いろんな方がおられますから、非常に難しい部門でございます。

私が言いたいのは、例えば、これを今現在は、徴収班というか、新しい課で徴収していますけれども、将来的に、参事に聞きたいのは、やっぱりこれ職員で、職員というか、担当するのは限度があるんじゃないかなという思いが、私自身にはあるんですよ。これを外に持っていく形、徴収部門をね、そういうこととか、もっともっと成果が上がって職員、また担当者ももう少し辛くない立場といいますか、そういう部分にしてあげたいなと思うんです。

だから、外部に持っていく形、いろんな形がございますんで、そういう研究をされて、何とか成果が上がって、なおかつ職員の負担が減るといふようなことを、今からですけども、考えていただけないかどうか、決算とは直接関係ないかもわかりませんが、本当につらい思いをされている方もいっぱいおりますので。また、ちゃんと払っている人が見えていますんでね。そういうことを考えて、大変な思いをされている職員のことを思えば、何とかそういうことも考えていただきたいなと思うんで、参事、お考えをお聞きしたいと思います。

岡前委員長 高橋参事兼総務企画部長。

高橋参事兼総務企画部長 私、本当にこういう税に関して直接携わったことがございませんので、なかなか答えにくい部分がございますけれども、この滞納を整理していくという仕事は、非常に大変なことかなというふうに感じております。特に、市民サービスを手がけておられる市町の方々が、こういうことに取り組んでいくというのは、また、県や国のものとは違った意味での難しさがあるのかなということも十分認識をしておるところでございます。

昨年といいますか、県から債権のこういった滞納整理のチームをいろいろと招いて、こういう取り組みを始めたということで、今、市の中で熱意というか、意識を持って取り組まれ始めたところかなというふうに思っております。少ないかもしれ

ませんけれど、一定の歯どめといたしますか、初めて検証というところも出たということでございます。

今、熱意を持って取り組んでいただいておりますので、この分につきましては、引き続き努力していく必要があるかなというふうに考えております。そういう債権回収について、外部に委託するということがよしあしは多分あるかなと思います。ここでは、私なかなか具体的にデメリット、メリットについて御説明することはできませんけれども、担当部局のほうの意見も聞きながら、こういった債権回収が一番望ましいといたしますか、成果が上がっていくのかということも含めまして、部局の意見も踏まえながら、今後、そういったことにも研究といたしますか、してまいりたいと思います。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 そういう意味では、いろいろ実績が上がっているところを研究していただいて、何とか負担がかからないようなものにしていただきたいし、外部に至ってもいわゆる、例えば、前に聞いた話ですけども、請求書を送るときに赤い封筒だとすごく支払い率が上がるんだとかという話もございまして、例えば、外部に、外部といたしますか、組合が何かわからないけど、いろんな形がありますから、そういうものにするにしても、そういう法的なバックアップがあるような形で、そういう組織立てれば一番いいんじゃないかなという考えもありますので、とにかくすぐにはいかないと思います。今のスタートした現状もございまして、それを踏まえて並行してさらに何とか回収率を上げる、市民も喜ぶという形を努力していただきたいということで終わります。

岡前委員長 答弁よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

岡前委員長 ないようでしたら、ちょっと私のほうから1点だけお聞かせ願いたいんですけども、道の駅の山崎が、今現在、契約解除になっておると言うんですけども、用地との関係は。それで、その建物自体はずっと残ったままで解体がされていないんですけども、解体がされない以上、借地料が発生するんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりの財産管理はどうなっているのか、その点わかりますか。

岡前委員長 坂根次長兼企画財政課長。

坂根次長兼企画財政課長 平成25年度予算の中で、賃借料はどうしているのかとい

うようなことだと思うんですが、3カ月分については地権者との協議の時間が必要だろうというところで、3カ月分は予算計上をしたというふうに記憶をしています。そのあと、今現実どうしているのかというのについては、ちょっと私のほう詳しくお答えできませんので、まちづくり推進部の中で聞いていただいたらなと思います。

岡前委員長 はい、わかりました。

じゃあ、ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

岡前委員長 それでは、質疑ないようですので、以上で企画総務部を終わらせていただきます。

どうも御苦労さまでした。

午前 11時52分休憩

午後 1時00分再開

岡前委員長 それでは、午後の決算特別委員会を再開させていただきたいと思いません。

午後は、土木部の審査ということで、土木部の皆さん、大変御苦労さまでございます。

まず、最初に申し上げておきたいんですけども、今回の委員会の審査にあたりましては、決算書、または成果説明書、そして監査の意見書、今日配付していただいております資料も含めて事前に配付していただいておりますので、委員の皆さんもしっかり勉強していただいておりますということを前提に進めさせていただきます。

ですから、その書類等の説明につきましては、5分ないし10分程度で、ここだけは説明しておきたいというところがありましたら、参事のほうからお願いしたいと思えます。

それで、質疑につきましては、午前中と同じように、まず、文書質疑が出ておりますので、文書質疑をしていただいて、それで担当になっております飯田委員のほうから質疑をしていただいて、そのあと随時必要がありましたら質疑という格好で進めさせていただきます。

それと、答弁のほうでありますけれども、こちらのほうで答弁がされる方につきましては、挙手をしていただければ氏名を申し上げますので、前の机の上の赤いランプがつくのを確認してから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから土木部の審査を始めさせていただきます。

それでは、参事よろしく申し上げます。

平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 それでは、連日御苦労さんでございます。

先般、9月2日に提案のありました第95号議案の平成24年度一般会計歳入歳出の決算についての土木部所管の部分、とりわけ土木部所管の部分のみではなしに、平成24年度は総務費から歳出しておりますかみかわ緑地公園の関係、さらには、平成25年から一部所管替えになりました農林水産業費からの地籍調査費等々について、あわせて説明をさせていただきたいというように思います。

冒頭、委員長さんからもありましたように、それぞれ資料は提出しておりますが、要点のみということでございますので、私のほうから本日お配りをいたしました決算委員会の提出資料の1ページの平成24年度決算にかかります概要と課題についてということについて、私のほうから報告なり説明をさせていただいた後、御質疑を承るという形でよろしくお願ひしたいというように思います。

座って失礼いたします。

まず、冒頭、お断りなりおわびを申し上げますが、主要な成果説明等々につきまして、一部訂正がございます。事前に市長から議長宛ての訂正文等を出させていただいておりますので、御了承をお願いしたいというように思います。

それでは、1ページでございます。

平成24年度土木部に係ります概要と課題についてということでございます。

まず、平成24年度につきましては、市のまちづくり指標となるべき後期基本計画の初年度に当たりました平成24年度につきましては、それぞれ基本計画の大きな章にあります快適な生活と交流を支える活力あるまちづくりのうち、特に道路網の整備、防災対策、これにつきましては重点的には市の防災計画にあります孤立集落の解消という観点から進めてきております。

さらには、交通安全対策ということで、昨年の8月にそれぞれ関係機関と合同で通学路点検を行いました。その結果に基づきまして、それぞれ緊急を要する箇所から重点的に取り組んでいます。

そのほか、下比地住宅等々によります住環境整備、並びに国のほうの施策であります施設の長寿命化、特に橋梁の長寿命化等を中心に取り組んできたのが平成24年度でございます。

ちょっと飛ばしまして、平成24年度の一般会計歳入歳出の中で、歳出の決算額につきましては、227億4,000万円の歳出でございますが、そのうち土木部につきまし

ては、土木費のうち下水道費を省いた中で、災害復旧費のうち公共土木施設災害復旧費と総務管理費のうちのかみかわ緑地公園費用を加えまして、約14億1,000万円で、全体決算に対する割合が6.2%を占めまして、平成23年度対比で2%増となっております。

そのほか、冒頭申し上げました農林水産業費のうち、地籍調査費につきましては、平成23年に比べまして、事業区域の減少により3.4%減の1億2,000万円となっております。

主な土木部所管の増減の増の理由といたしましては、平成23年から始めました下比地住宅の建設が本格的に始まったことや、さらにかみかわ緑地公園整備の本格実施等が考えられます。

また、決算の中で多く繰り越しなり、不用額を生じている要因といたしましては、公募型の入札等の中での入札減とあわせまして、道路・河川事業等に伴います用地物件補償について、年度末に契約が済み、登記完了ができない箇所はそのまま繰り越しをさせていただいています。さらに、予算計上をして契約に至らなかった箇所につきましては、一旦不用額として処理をさせていただきまして、再度、平成25年度に計上したことなどが大きな要因であるというふうに分析しております。

次に、事業の主な内容といたしましては、国の国土強靱化施策の動向を見極めつつ市としても、事業の優先順位を明確にし、新しいものをつくるから守ると、既存の施設を守るということに重点を置きながら、通常の道路河川改良に加え、橋梁等のインフラ整備、長寿命化について取り組んできたというところでございます。

そのほか、区画整理事業の見直し、用途区域の見直し等々についても具体的に取り組んできたところでございます。

以下、3点課題と解消に向けての平成25年度も含めての状況でございます。

まず、1点目でございます。

地籍管理の一元化ということで、前回までにもいろんな形で議会のほうにも報告をさせていただいています。旧町から含めまして市道敷におけます道路内民地なり未登記処理が約9,000筆ある中で、平成25年度につきましては、新しく公共事業の用地買収とともに、この未登記処理を含め地籍調査の一元化ということで、新しく土地対策課を設置して行っているところで、現在までのところ、例年であれば5筆なり10筆の処理で済んでおりましたが、今、登記嘱託員2人等を配置する中で、今50筆まで平成25年度に入りまして、今作業に入っているという状況でございます。

これ2点目でございます。住宅使用料の滞納の解消でございます。

このことにつきましても、課題の中でそれぞれ積極的に取り組んだところがございますが、公営住宅の設置の目的にあります、やはり低所得者に対して低料金で安定的な住宅を供給するという観点の中から、入居者のほとんどの方が低所得者でもございますし、入居者が高齢化という状況にもなってきております。具体的には、戸別訪問の強化、それから分納誓約等を行ってきたところがございます。

さらには、平成24年につきましては、特に悪質な滞納者に入居取り消し等の訴訟も起こした中で、強制立ち退きもしていただいているというところがございます。少なからずとも、この事例等がやはりほかの人との抑止力にも繋がっているんじゃないかなという分析もさせていただいています。

それから、三つ目でございます。

区画整理事業の見直しでございます。

許認可権を持つ県において、裁判所等の事例等によりまして、今年4月から大きく区画整理の基本的な考え方が見直されたことが示されております。向こう3カ年で着工のめどのない区画整理の区域につきましては、一旦廃止も含めて検討をなさいということが出ております。

そのこと等も踏まえまして、今年度に入りまして都市計画審議会等を開催する中で、住民等の合意のあり方、それから今後の進め方についても、今一歩ずつ進めているところがございます。

あわせまして、これも課題になっております平成7年に制定されました用途区域の見直しにつきましても、先般の6月議会で地区計画の手續に関する条例等も見いただきました。そのことによりまして、今該当地域の中に入れていただきまして、地区計画の策定とともに、用途区域の一部変更について今年度末を目指して、今作業を進めているという状況でございます。

いずれにいたしましても、区画整理区域内非常に住民生活に大きく関係する事業、また時代にそぐわない計画になっていることも一部事実でございます。何とか今の状況にあわせた形の区画整理の見直しということも、今後具体的に進めていきたいと、以上が、土木部が今主な課題として挙げています3点でございます。

あと、冒頭委員長が述べられましたように、本日お配りしました資料なり、成果説明書、決算書の中での御質問を承りたいというように思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

岡前委員長 御苦労さまでした。

それでは、先ほど言いましたように、事前に質疑書が出てきておりますので、まず、林委員のほうから土木部に関連して3点出ておりますので、そこからお願いしたいと思います。

林委員。

林委員 林です。事前質疑書を出していたんですけども、この決算の資料が出る前だったんで、今、若干説明を受けたところもあるんですが、ちょっと3点あるんですけど、2点だけに絞らせていただきます。

それで、まず、決算書の19ページの住宅使用料の関係なんです。今もうちょっと参事のほうに触れられていましたけども、この住宅使用料、使用料の中の全体の中で特に住宅使用料の収入未済額というんですが、それが突出して大きいわけなんです。それで、収入未済額が12.5%ぐらい収入未済というようなことになっています。それで、住宅管理いろいろとされてきておると思うんですが、何でこれだけ収入未済が多いのかということをお尋ねしたいと思うんです。

それで、住宅もいろいろと種類があると思うんです。今、低所得者用の住宅とかという話もあったんですけども、いろいろあって一律な対応ができない部分もあるだろうと思うんですけども、今、悪質な滞納者に対してはどうかのというのがあったんですけども、やっぱり、住宅の条例で3カ月以上家賃を滞納したら退去させることができるということになっているんで、なかなかそういうことは難しいとは思いますが、やっぱり、それなりに対応をとっておかないと、その収入未済者というんですか、それが増えると思いますし、これちょっと僕もまだ勉強不足なんですけど、大体そういう家賃を滞納されておられる方、固定されておるように思うんです。ということで、これ一般のマンションとかアパートとかと違って、何もうっともう死ぬまで住宅に入居させましようということにはなっておらんと思うんです。市営住宅も。そこらも本当に適切な管理がされておるのかということをちょっと説明をお願いします。

岡前委員長 答弁を。

西村都市整備課長。

西村都市整備課長 失礼します。

住宅の使用料についてでございますけども、平成24年度決算で967万6,611円、実質滞納者46名おります。

その中で、取り組みとしましては、先ほどもありましたように、3カ月を越します分につきましては、督促等を随時行っております。また、電話とか訪問徴収、ま

た不在者の場合には、訪問カードを入れて、とにかく滞納者との接触を図っております。また、高額滞納者につきましては呼び出しをしまして、分納誓約等の納付相談といたしますか、そういうようなことも今までやっております。

そういった中で、計画的にできるだけ滞納額を減らせるように、所得としまして生活弱者の方が入られておりますので、その中でどういうふうに滞納額を減らしていきましようというようなことを相談させていただいております。

また、市営住宅の家賃は安い設定となっておりますので、ここを出られた場合に、あとまた入られるところがなかなかないですよというようなことも含めまして、随時相談に乗りながら滞納計画というか、収納計画を立てております。

また、先ほどもありましたけども、悪質な方につきましては、入居許可の取り消しを行いまして、あと訴訟、強制執行も行いました。また、こういうような事情の中で、また入居手続の中では連帯保証人さんからの請求というようなことも生まれてきますので、その部分も含めまして、現時点の入居手続におきましては、入居者と連帯保証人さん、窓口に来ていただきましてその連帯保証の責任を明確にするというような事務を行いまして、現在手続をまた進めております。

明け渡しの訴訟の事例を、現在滞納されている方に状況としてはいろいろと説明させていただきまして、これ以上滞納が増えまして、またこういうような手続をとらなければならないのでというようなことで、随時説明をさせていただいております。

実質、若干ではありますけども、この強制執行がありまして、平成24年度としては、実質的な人数としては多少ですけども、滞納者は減となっております。個人個人の滞納額につきましては、申しわけないんですが、ちょっと増えたような格好になっております。

先ほど言われましたように、滞納者の固定については、住宅入居者の継承というようなことがありますんで、同居されている親族の方については継承ができますけども、その後の子どもとか下に次々いった場合には、入居許可の取り消しというようなことになりますんで、その時点で入居者が変わるようなことにはなりません。

以上です。どうも失礼します。

岡前委員長 林委員。

林委員 今いろいろな対策をされておるといことなんですが、そういうことをいろいろした結果が、まだこれだけ10何%も滞納があるということ。それで、住宅入居者のあれは何年間たったら、契約というんですか、あれ更新するんじゃないんか

いね。入ったら入りっぱなしかいね。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 失礼します。

契約はもう入居された方、当時の契約ということになります。先ほども言いましたように、例えば、その契約者、入居者が亡くなられたとか、あと低家賃で収入の制限をかけておりますので、それをオーバーした場合等には退去のほうをお願いするというようなことになります。

あと、特には長期期間としては決められておりませんので、契約としましては当初の契約が退去されるまで続くというようことになります。

岡前委員長 林委員。

林委員 入居のときに連帯保証人をつけられると思うんやけども、今も連帯保証人を呼んで督促をしよると言われたんやけども、連帯保証人、ほんまに未納の方について全部されとんですか。連帯保証人はやっぱりそれなりの入居者よりも資力のあの方が保証人になられておると思うんで、まず、連帯保証人から攻めていくとか、もっと厳しい態度でやるべきじゃないかと思うんです。

税金のほうも同じだろうと思うんです。差し押さえなんかなかなかしにくいというように、今までされてませんけれども、そういう時代じゃないようになっておると思うんで、連帯保証人のほうをやられてますか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 先ほど言われましたように、連帯保証人につきましてなんですけども、宍粟市の住宅条例の中で、入居者と同程度以上の収入があることというように定めがあります。最低の収入の制限とかいうものが定められておりません。これは本来、市営住宅というものは福祉の一環としまして、公営住宅法で国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して、低減な家賃で賃貸し、または転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするというように、ことがうたわれておまして、その中で、できるだけ低所得者が入られるような条件をつくるというように中で、連帯保証人さんの所得制限といいますか、資格としましては低い設定となっております。

これにつきましても、あくまでもこの連帯保証人の設定にしましては、いろんな中でのトラブルの責任とか、またはその滞納家賃の催促をする場合の助言とかいうようなことでの設定というように、当初はなっておったようでございます。

現在、連帯保証人として請求できるかできないかということにつきましては、いろんな弁護士さんとも相談をしました。その中で、やっぱり、実印と印鑑証明をいただいているんですけども、自署でなければならない、本人が自筆で書いたものでなければ請求できないというようなことも、今回判明しておりますので、そういったところ、今回、その事件以降、窓口においては新しい入居者についてはあくまでもそういった責任についても説明しまして、窓口で本人確認をして連帯保証人まで入居の手続を行っております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 今言われたように、連帯保証人をそこまで連帯責任を負う必要がないような保証人のような、今ちょっと受けとめ方をしたんですけども、それならそれでいいんですけども、まず、家賃を納めない人、それをずっと納めんでも低所得者のための住宅やということで、入れておかんとあかんのんですか。家賃も払えんとずっと住宅に入っておられるんだったら、誰も家も建てんと市営住宅に入れてくれということになると思うんです。やっぱり、低所得者のためのそういう福祉的な施設なんやけども、それが使用料払わんでもずっと入れるというようなこと、それまだ市民の人、あんまり知ってないでいいけども、それが広まったら、みんなわざわざ苦労して家を建てえでも、入れてくれやと言うことになるだろうと思うんです。

それで、やっぱりそれなりに厳しいそういう管理をしていってもらわんと、宍粟市財政的に苦しいんやさかいに、もっとほんまにそういう法律どうのこうの難しい問題もあると思うんやけども、一生懸命取り組んでほしいと思います。どうですか。岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 今の住宅家賃の関係でございますが、詳しくは今、西村課長が答弁させていただいたとおりでございますが、全般的な考え方として、公営住宅法の中では、先ほど言いましたような特殊な目的もございます。その中で、住宅使用料だけでなしに、今債権者リスト等も確認してみましたら、ほとんどの公共料金もそういう形で滞納等をしている方もございます。そのような中で、やはり、連帯保証人の考え方でございますが、先ほど言いましたように、やはり、条例なり法律上は債務同等と同じように、入居者が負うわけでございますが、いざ最終的な判断ということになれば、本人の自署ということが明確に事例等も出ておりますので、昨年の9月以降、やはり、それぞれの窓口の中で免許証なり、それぞれの形で本人の確認なり、それから自署等もしていただくということで、連帯保証人の厳格さに

も努めているということで、今言われますように、決して放置をしているという状態ではないという状況の中で、それぞれ個人個人納税相談、それから滞納相談もさせていただく中で、一括の納付なり分割の納付、または強制的ということに区分を分けて相談をさせていただいているということなんで、この課題については非常に難しい課題もございますが、市としては公共の福祉ということの観点からも取り組んでいくというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

岡前委員長 林委員。

林委員 議論していても決着がつかないと思うんであれなんですけど、そういう福祉の関係で住宅のほうでそういう低所得者の方々の福祉を担わないでも、生活保護とか、ほんまの福祉関係のほうでいっぱいあると思うんです。今回、住宅をほうり出されたさかいに、生活ができんようになるとかいうことにならんので、住宅は住宅としてやっぱりきちっと適切な管理をしてほしいと思います。

それから、続けてよろしいですか。

この成果説明のほうの106ページ、道路の新設改良事業の関係なんですけども、新設改良して成果が上がったというて上がっただけなんですけども、これ4メートル以上の道路の新設改良ということなんですけども、これ補助基準とかいろいろあるだろうと思うんですけども、4メートル以下の分についてはこういう事業、これは市単独になるんかどうかわからんのですけども、4メートル以上はこういうあれがあっていいんやけども、以下の部分について、何か同じような事業がありますか。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 4メートル未満の道路についても道路改良ができないかというふうに質問を僕はとっているんですけども、一応、道路構造令の中で、市町村道で交通量が500台未満の道路の幅員というのは、最低で車道と路肩も含めまして5メートルというふうに定められております。

ただし、当該道路が計画交通量が極めて少なくかつ地形の状況、その他の理由によりやむを得ない場合は、その全幅を4メートルとすることが決まっております。

そこで、宍粟市では、道路改良をする場合には、最低幅員は全幅で4メートル以上というふうにしております。同様の考え方というのが、市道の認定基準の中にもありまして、それとも4メートル以上ということで整合いたしております。

それで、一般的に通常小型自動車の幅が1.7メートルになりますので、車のすれ

違いを考えると、やはり、4メートル以上の幅員がないとなかなか難しいんかなというふうに考えております。

と言いながらも、今後全ての道路の規格改良をするということになりますと、大変財政的にも難しい状況でもございますので、議員御質問のとおり地域の実態にあった宍粟市版の暮らしの道整備事業というような感じで、待避所の設置をしてみたり、視距改良等を進めて、4メートル未満の道路を含めた道路整備の進捗も早めていきたいなというふうに考えております。

なお、道路改良の延長につきましては、資料の22ページに改良率等も含めて載せさせていただいております。一応、4メートルというのは、そういう道路改良率を出す上で、そういう道路構造令に基づきまして4メートル以上ということで、その数値を上げさせていただいておりますので、そのように御理解をしていただきたいと思います。

岡前委員長 林委員。

林委員 これ主要事業の施策の成果説明なんで、あれなんですけども、これちょっと決算とかけ離れるほうへ行くかもわからんのですが、何でそういうことを今言ったかといったら、千種と波賀、今から冬になったら除雪をしないとあかんのです。それで、市のほうが除雪車で除雪してもらっているんですけども、もっと4メートル以下の道路で、今までは機械がこまかったんでされておったんやけど、だんだんだん合理化を目指しておられるんかわからんけども、除雪車が大きくなってきています。そしたら、狭い道、今まで除雪車が入りよった道路が入れんようになるんです。そしたら、もう車が入らんで除雪できませんと言われてるんです、実際。それから、除雪車が入ったとしても、今度は奥に回転場、回し場がなかったら回せんさかいに、もう除雪車上がらんでという言われとんです。そやさかいに4メートルも要らんで、3メートルぐらいでも、やっぱり今、除雪車上がってくるんで、そういう関係があって今ちょっとお尋ねしたんですけども、やっぱりお年寄りの方、一番奥のほうで一人だけ住んでおられるような人があるんです。それで、除雪するのに大変労力が要るしするんで、今まで来てくれよったのに来てくれんようになったんやとかというのがあって、もし4メートル未満でもそういう改良のあれがあるんなら、ちょっと広げたら除雪車が上がるんで、そういうことで今、関連でちょっと質問したわけなんです。これは回答はよろしいですけど、そういう実態があるということだけ知っておいてほしいんです。今からいろいろと出てくると思うんです、冬になったら。

岡前委員長 鎌田土木部次長。

鎌田土木部次長 ちょっと除雪のことなんで、私のほうからちょっと答えさせていただきたいんですけど、まず、除雪、今おっしゃったように、どうしても効率を高めるためにだんだん車両的には大きな除雪車というのは、当然もう必然的に大きくなってきているのが実情です。その中で、もう1点、今、各自治会に除雪機械の補助ということも今建設課のほうでもやっております。

これは歩行式の機械の補助ですけども、そういう大きな除雪車が入らない区域について、何とか自治会内でそういう要望があれば、そういう機械の補助をさせていただいて、補完をしていこうということで、当然、道路の今おっしゃったように、拡幅することで除雪車が入るというメリットが生まれるということもあるんですが、それを全ての道路にやろうとしますと相当なやっぱり費用がかかるということから、自治会に除雪機の補助ということを考えさせていただいて、それを利用させていただきながら、何とか今のおっしゃった要所要所の部分の解消に努めていただいておりますというのが現実でございますので、道路改良とあわせて当然除雪網というのも整備の見直しというのは、当然出てくるかと思いますが、現状ではどうしても入れない路線というのが当然ございますので、そういうところについては先ほどから申しておりますように、各自治会での除雪機の補助ということで、活用いただけたらなというふうに思っております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 旧の千種町では、全部自治会に除雪車配布しとんです。それで、その除雪車をどないしよるかというたら、まず、学童の通園・通学のための歩道の除雪を一番優先されとんです。そこの除雪をされて、あと自治会によっては違うんですけども、そういう自治会内の幹線道路をされておると思うんです。そやけども、今言いは、今まで市の除雪車が上がりよって除雪してくれよったんだけども、除雪車が大型になったで上がってこないんですということなんで、やっぱり、今まで市が除雪しよるとこは自治会のほうもせんと思うんです。そこらの市民局として、よう自治会と連絡がいとけばいいんやけども、そういうことがあるんで、ちょっと言わせてもらったわけなんです。

また、雪が降ったらまたその問題が出てくると思うので、そのときにまた対応をお願いしたいと思います。

岡前委員長 答弁はありますか。お願いします。

立花千種市民局副局長兼地域振興課長。

立花千種市民局副局長兼地域振興課長 機械が大きくなったために、入れんのやと
いうちょっと連絡はまだ聞いてないところなんですけれども、確かに大きくなって
おるんですけれども、幹線のためにちょっと7トンがあった分を買い替えさせてい
ただきまして、4トンにしてちょっと小さくした部分もございます。効率的には以
前よりちょっとよくなったとは考えております。

岡前委員長 林委員。

林委員 実際、私に要望をされてますんで、やっぱり、上がらないようになってん
やと思うんです。そやさかい、また冬になったら市民局のほうに言うて行かれるだ
ろうと思うんで、そういうことがあるということだけちょっととどめてください。

以上です。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 今、林委員が言われた最後のことなんですけど、やはり道路
改良等につきましては、花井次長も答弁してくれましたように、どうしてもその規格
改良という考え方は一つも持っていません。昨年、地方分権一括法の中で、市の独
自の道路工事時に参酌すると言いもってでも、地域の実態にあわせたということが
きっちりうたわれてますので、やはり、今年度から具体的に申し上げましたら、千
種で申し上げましたら、河呂七野線なんかにつきましては、従来の規格改良からだ
けではなしに、部分的には幅員狭小の中で道路改良の発注等もかけておるような実
態もございます。したがいまして、できるだけ実態にあわせた、当然、用地・物件
等の地元の協力もいただかなければならないのですけど、やはり、交通量にあわせ
た形の道路改良ということを進めていきたいと。

それから、除雪につきましては、先ほど言いましたように、今年、十分市民局と
も実態を調査させていただいて、また検討をさせていただきたいというふうに思い
ます。

以上でございます。

岡前委員長 よろしいですか、ありますか。

どうぞ、林委員。

林委員 今、改良の話が出たんであれなんですけども、そういう規格にはまった改
良とか、そういう田舎の辺地のほうは要望せんと思うんです。ほんまに道路もうち
よっと1メートルほどだけとかというのがあると思うんです。

それで、今、山崎のほうにあったりする補修班みたいなねえ、あれだって今、市

民局のあそこ、広げられておると思うんやけれども、ああいう人があって重機でも持っていったら、田舎の土地やったら何ぼでも自由に掘りたくってもろうたらできるんで、もしそういうなんでも対応してもらえんやったら、重機代だけ入れりゃあ5万か10万で道路が広がるんやさかいに、そがいにそういう形式的な入札して道路を広く改良するとかということじゃのうても、簡単な対応でできると思うんで、これはまた市長に来年度予算のところでおうと思うんやけども、そういう少額なことでもできるんやったら、市民局で自由に使える、何にでも使える予算を500万円ほど置いてくれと、その中で対応するとか、即できるようなことを予算を置けというようなことを言おうと思うんやけども、やっぱり、そういう一律的にしよたらそういう難しい問題なりで、なかなか前へ進まんので、そういうことがあるんで、またそのときになったらまた言います。

すみません。終わります。

岡前委員長 答弁は。

平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 まず、一律的な話につきましては、委員も若干触れられましたが、やはり、一定の基準がなければ補助なり起債の対象にもならないという状況の中で、4メートルということは限定をしております。

その中で、平成25年度から旧山崎町にありました直営班を今度全市対応の機動班というふうに変えて、今年度、平成25年度から実施をしております。先ほど言われましたように、改良ではなしに、待避所ですとか、視距改良ですとかというような要望につきましては、遠慮なしに市民局のほうに言っていただきましたら、全体調整をして機動班の対応ができるものについては取り組んでいきたいというふうに、現在も進めておりますので、なかなかPRができていない部分もあるかもわからないんですけど、それは進めておりますので、また市民局の方にも相談していただくなり、直接土木のほうに相談していただいたら結構かと思えます。

以上でございます。

岡前委員長 よろしいですか。

それでは、次、担当になっております飯田委員、お願いします。

飯田委員 すみません。私自身勉強不足な点が多いんで、ろくな質問もできないというところではありますけれども、1点お聞きしたいところ。

資料をいただいております21ページの管内道路現況表という部分で、交通不能区間、道路種別が1級、2級でありながら1,321メートル。

岡前委員長 飯田委員、資料の種類がちょっといっぱいあるんで。

○飯田委員 決算特別委員会提出資料のほうです、土木部の21ページ。これの3番の交通不能区間というところで、道路種別で、1級で1,321メートル、2級で5,621メートルの不能区間があるということなんですけども、これはどういうものなんでしょうか。すみません。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 不能区間と言いますのは、例えば、山の中に路線的に何々線というふうに設けておりますが、実際にはもともとは里道があったと思うんですが、現実的には山の中になっているというような道がたくさんございます。特に、1級、2級になりますと自治会館を結んだりしておりますので、余計そういう路線が多く出てきているというふうに思っております。

以上です。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 すみません。それでは、この道については地元なりの強烈な要望があったりとかという分については、検討がされるんでしょうか。なければそのままということになるんでしょうか。あってもできないというような部分が多いんでしょうか。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 今言われましたとおり、昔は当然、道路改良をしようという目的のために決めておりましたが、現実的に今となりましては、もう改良が難しい道路もたくさんございます。実際に地元から要望がありまして、それが確かにそれなりの効果があるものであれば実施させていただきますが、基本的にはなかなか難しいかなというふうに判断しております。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 要は、地元から要望がないから残っておるとのことだと、今解釈しましたんで、それは了承いたしました。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 今、飯田委員の中で、地元から要望がないので改良をしないということでは必ずしもないというふうに理解していただきたいんです。

冒頭、申し上げましたように、やはり限られた財源の中で、それぞれ優先順位をつけて道路改良等を行っているという状態の中で、優先順位とは何かということは、先ほど冒頭私も申し上げましたように、特に重点的には孤立集落の解消ということ

で、その路線が孤立のおそれがある路線についての改良から始めるということで、一宮で言いましたら、具体的には黒原千町等々につきましては、まさしく孤立集落の解消に向けの一番にやっているという路線でございますので、鋭意努力をしていきたいというように理解をしていただきたいというように思います。

以上でございます。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 よくわかりました。

それと、同じ資料の19ページ、橋梁維持費の工事請負費不用額というようなところがあるんですけども、これはこの前に示していただきました橋梁寿命化計画、このもののどういうんですか、策定なりが遅れていたからこのまま残っているということでもいいんですね。

岡前委員長 これ誰ですか。

花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 資料の19ページにも書いておりますが、橋梁長寿命化で今年度補正等でできるだけ早く点検しようということで実施をしておりますが、その中で平成25年度にその分を繰り越すということで、今回計画は本年度修繕を繰り越すことによりまして減ということで、入札先も含めての不用額というふうに判断しております。

岡前委員長 よろしいですか。

どうぞ、飯田委員。

飯田委員 すみません。ということは、点検されて一応ランクづけがされていたと思うんです。それに対しての橋梁の補修なり、その順位づけというんですか、順番、要は今言われたような、その橋がなくなれば孤立するとかというような観点からのものになってくるんでしょうか。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 長寿命化計画につきましては、前回の産建の委員会の中でも資料は出させていただいたんですけど、全体590橋余りある中で15メートル以上の橋についての150橋について点検と計画が済んでおります。その中で、4段階に分けて健全度を示しております。

それで、一番健全度が低い、すなわち危険性の高い箇所から実施をしていくということで、平成25年度から具体的に修繕の工事に入っていくということで、できるだけ発注を平準化する中で、全体の経費を押さえていこうという考え方でございま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 わかりました。

それと、先ほどから何遍も、午前中からも言われている住宅使用料の滞納金の問題なんですけども、一応、いろんな意味で強い姿勢で挑まれたりしておるといふことなんですけれども、結果的に見て、戸数とかにもよるんでしょうけども、山崎地区においては平成25年度が過年分より多い倍になっている、24という件数といふんですか、になっているんですけども、これについてどのように捉えておいでかお聞きしたいんですけども。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 平成24年度分につきましては、24名の方の滞納がございます。その中には年金生活者とかそういう方もありまして、5月31日までに収納できなかった場合があります。今現在、平成25年度に入ります、この中から8人の方につきましては、滞納繰越分としては納入いただいております。そういった関係で、いろんな事情がありまして、その中での対応の中で平成24年度末につきましては、24人と増えております。その中での対応としまして、ずっと戸別訪問とかによりまして収納のほうは、現在平成25年度において8名の方の収納を得ておりますので、減少傾向にはあります。

以上。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 一応、それわかりました。一応、そういう形で進めていただいておりますということを全体的に皆さんにも知っていただいて、ともかくこういうことが一日も早く解消されるように、努力をお願いしたいと思います。

終わります。

岡前委員長 ちょっといいですか。決算書の19ページの現年度分の収入未済額が多い、先ほど林委員も言われたんですけど、これについては、先ほど5月31日までに収納できなかった分が多いということも含んだ数字やということでしょう。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 先ほどの平成24年度の方が24人と多かったということで、平成24年度分につきましては、5月31日までの出納閉鎖期間がありますので、滞納分につきましては、3月31日で会計が閉められますので、4月以降に入れていった中で、

その24名になったんですけども、それ以降の分として、平成24年度分の積み残し分につきましては、8件の方の収納をいただきましたということです。

岡前委員長 それで、一番最初、林委員が聞かれた決算書に残っている967万円について聞かれたんやね。これがその率で言ったら12.5%ということで、多いさかいになんでやということやったんやね。それで、実際にはその出納期間とのギャップがあるんで、じゃなかったら滞納繰越分が162万円なわけないんでね。要るところだけちょっと説明をしておいてあげたほうがええんかなと思って。

岡前委員長 どうぞ、西村都市整備課長。

西村都市整備課長 先ほど言われました967万円の内訳になるんですけども、過年度分として、ずっと以前からの滞納の繰り越しというようなことになるんですけども、その部分が743万4,896円、3ページの表なんですけども、一番下にあります。現年分としまして、平成24年度分の住宅使用料として未収の部分が224万1,715円あります。この過年度分につきましては、3月31日までに収納した分を今回ここに計上しております。現年分につきましては、出納整理期間がありますので、5月31日までに収納した部分を計算しておりますので、5月31日現在で平成24年度分の未納部分が224万1,715円あるということになります。

岡前委員長 それでは、ほか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 お願いします。

先ほどの滞納の件でもう1点お伺いしたいんですけども、この過年度分というのは、いつぐらいからの分がこうたまっているというか、何年前ぐらいまでさかのぼっているのでしょうか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 一番古いもので言いましたら、昭和62年からの部分があります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それは合併前ということだと思っんですけども、合併時点でそのあたりの精算とかというのはどうなって、そのままずっと滞納、滞納できているということでしょうか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 一応、住宅の使用料につきましては、市債権ということで5年の時効ということになるんですけども、そういった中で分納とかいろんな時効の中断とかをずっと繰り返してしまして、ずっと合併前からの部分として引き継いでお

ります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

あと、先ほど連帯保証の関係で、次長、自分のあれでないと、その方に請求ができないということがこれまでであったということなんですけども、今滞納されている方の連帯保証で、実際に自署でない、今後滞納しても請求ができないという可能性の方はまだ含まれていらっしゃるでしょうか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 現実なところとしまして、連帯保証人の件につきましては、いろんな見解もあったわけなんですけども、現時点では、その内容についての確認といたしますか、保証人の保証契約があるかということは確認しておりますけども、それが自署であるかどうかの確認まではようしておりません。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、また同じように滞納を整理する段階で、その自署でなく連帯保証人に請求ができないというような事例が、まだ可能性としてはあるという認識でよろしいのでしょうか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 まるっきりゼロということはいえないと思います。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 そこで、質問なんですけど、それはなぜ調べないのでしょうか。調べられないのでしょうか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 現実的には、もう今言いましたけども、昭和60何年という方もあるんですけども、相当昔に、入居手続き時に、先ほども林委員のほうからもありましたけども、民間の住宅のように何年間かの間に見直し、更新手続きというのが制度上ありましたら、そういうことができるんですけども、現時点では当初入居許可を出しておりますので、その中の要件としまして、それを見直してそれで取り消しというようなこともできませんので、現時点では連帯保証人、書類がそろっている部分については、自署されたものという認識で確認はしております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 連帯保証人の名前が自署であるという確認は取れているということですか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 確認はとっておりません。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それはとれない、とらない、とれない、まだ可能性があるわけですよ。今後。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 今からの手続上としましては、確認する必要があるとは認識しております。これも今残っておりますこの金額をどうかして減少させていく中で、どうしても連帯保証人さんの責任の再確認をする必要はあると感じておりますので、そういった中での検討を進めていきたいと思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。

また先々同じような事例が出てきてしまうと、今現状のそれ以降の手続はそうしていただけたらと思うんですけど、これまだ手続がもし同じような状況であったら、また回収できないというとか、請求できないという可能性もあるので、是非お手間かと思うんですけども、していただいたほうがいいかなというふうに思います。

続けて、またこれも教えていただきたいんですが、先ほど、最初の冒頭の参事の御説明の中で、優先順位ですね、事業の優先順位をとということで、孤立集落云々というお話をいただいたんですけども、実際には、いろんな条件で孤立の度合いというかがあると思うんですけども、同じ孤立の危険性という部分で、その中での順位づけというのは、どういうふうに孤立のほかにもどういう指標で順位づけをしているんでしょうか。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 鈴木委員の優先順位の御質問でございます。

当然、孤立集落を解消ということが前提で、優先順位を決めているわけですが、優先順位の決め方にはB / C、費用対効果、それから交通量、それから地元の協力度、特に事業に対する成熟度等々がいろんな要素が勘案されます。その中で、私どもは今優先順位として一番考えていますのは、地域差がございます。当然、交通量ですとか、B / Cを測りましたら北部のほうがかなり低くなるということの状況が顕著にあらわれていますので、今とっていますのは、地元の事業に対する協力度、このことを優先の項目の判断基準の最優先というふうにさせていただいているという状況でございます。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 先ほどB / Cというか、いろいろな指標があるというふうに言ったんですけど、地元の協力度というのと、その道路を改良する、例えばですけども、とかというその環境がよくなることに地元の協力が得られないということがあるといふことですか。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 総論的には、例えば、道路改良ですとか、橋梁整備とかという御要望をいただきますが、予算化がされていざ事業着手の段階で、地元の中に説明に入り詳細のいろんな御相談をされる中で、やはり、市だけではなしに国県事業も同様でございますが、往々にしてやはり個別の財産を譲ってもらうという状況の中で、非常に時間と労力を要しているという状況でございます。

したがいまして、市が今後優先順位を決める最優先ということで、地元からの要望書を受ける段階でも、やはりこの事業に係る用地なり物件について、すなわち事業の成熟度についてはこのように整備をした上で提出をしますというような自治会からの要望書を最優先というふうに考えていますので、やはり、今後についても地元の中で、その事業の必要性、協力性ということが、市が判断する最優先の課題というふうに私は考えています。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、その地元の理解を得るためにB / Cであるとか、そういったところも資料として御提示しての話ということですか。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 当然、B / Cですとか、交通量といいましたら、先ほど言いましたように、例えば、山崎の管内で道路改良をするのと、波賀の北部でするのは、数値的には必ず違ってきます。そのような中で、その部分だけでは判断し切れないと、そういう状況がありますので、今市として考えていますのは、市全体の道路網の整備、それから孤立集落の整備にあわせて一番優先するのが、事業に対する地元の協力度・理解度が一番ですということの回答をさせていただいておりますということでございます。

岡前委員長 鈴木副委員長、どうぞ。

鈴木副委員長 わかりました。ありがとうございます。

では、いただいた提出資料というものの22ページの改良率というところなんです

けども、下は舗装率ということで何となくわかるんですけども、改良率というのが例えば、山崎市民局これ管内という解釈かと思うんですけども、58.2%、平均より上なんですけども、一宮・波賀・千種は平均を下回るような状況なんですけども、この差というか、このいわゆる改良率というのは、どういうことの率なのかということと、この管内ごとの差というのは、どういう状況なのか教えていただきたいんですけども。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 道路改良率ですけれども、ここに書いてあります先ほども言いましたけれども、規格改良をできたものを改良済み延長といたしております。山崎市民局で言いますと、その改良済み延長を実際の道路延長で割ったものが改良率ということになります。

今言いましたように、北部のほうで低いというのは、いろんな事情があるかと思いますが、先ほど言いましたような路線がたくさんあれば、当然改良する率が低くなるというふうに判断しております。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 すみません。また教えていただきたい。実延長というのが全部の道路の延長で、改良済みがあってその割合ということですね。これ北部が少ないというのは、実延長は少ないけれども、改良してあるところが少ないということでしょうかね。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 今、次長が改良率の算出の考え方を申し上げましたが、分母となるべく実延長について、旧の町道から引き継いで、今、市道に平成17年以降なっています。旧の町道の認定基準はそれぞれの4町で差異がございます。そのことによりまして、例えば、里道ですとか林道に当初されておったものが、町道認定されて市道に再度編入されているケースなり、それから、新しく改良されて認定されたり、差異がございましたので、おのずと分母にも差が出ております。

合併以降、先ほど林委員が御質問になられました市道の認定基準ということも新たにこしらえまして、平成17年以降については、きちっと幅員何メートル、用地はこうですという形の認定の中からやっているということで、平成17年までの旧の市道についての廃止というのはなかなか難しい状況にございますので、この差が出ているということなんで、今後の課題でもございますが、やはり、今後については市

として管理すべき道と、そうでない道というのとの区分はもう少し明確にはしていないとならんのかなというような私としては課題として持っております。

以上でございます。

岡前委員長 ほか、委員さんございますか。

東委員。

東委員 それでは、3点ありますので、1点ずつ。

もう既に皆さんから話が出ておりますように、1点目はその住宅の関係なんですけども、住宅使用料の関係ですけども、参事、次長からの説明もありましたように、皆さんから説明がありましたように、その住宅はやっぱり弱者のための住宅でなければならぬということで、そのとおりだと思っておりますね。

ただ、それと新規の滞納者を増やさないように心がけなければいけないということも心がけてきたということで、そのとおりだと思っておりますけども、現実には、この決算書資料の3ページを見ますと、やっぱり、現実としてきっちりできていないなというのがあらわれていますよね。

例を挙げますけども、全てが表になっているんですが、山崎の分にしても、現年分が200万円あり、それから過年分が300万円ありということですよ。収入未済額がなっていますよね、こう。

さっき、課長のほうで、いや3月31日締めです。5月31日締めですと、そういうことを言われましたけども、そんなものは関係ないわけです。その年度でいきますから、そんな日付のずれは理由になりませんよね。だから、結果はこうなっているということです。

ですから、やっぱり、徴収の方法にいろいろ努力が足らなかったんじゃないかなと、このように受けとめてもらわなきゃいかんと思うんです。

特に、千種これも前も私以外の委員からも既に出ていますけども、千種の過年度分についても、430万円もある中で、まだ400万円残っているというようなこの現実をやっぱりきちっと受けとめないかんと思いますよね。

参事も言われていましたけど、いろいろ努力をしてきたと、分納契約など適切な納付指導を行ってきたという、これが非常に大事なかなと思うんですよね。ですから、やっぱり、少なくとも納めると、全額納められなくても納めるということが大事やと思うんですよね。納めておれば、やっぱり1回納めれば1回分減るわけですから、1,000円納めれば1,000円減るわけですから、増えることはないわけですよ。ですから、その辺を努力が足りなかったんじゃないかなという指摘ですね。

それから、年金受給者もあるのだというようなことも言われましたけれども、それは当然でしょう。年金受給者もあり、それから中には生活保護の方もおられるかもわかりませんね。ですから、生活保護の場合でしたら、その生活保護費から住宅家賃を差し引くのか、それは差し引いたら金額が減るから、それは差し引かなくて、また受給の後で納めてもらうんですと、その辺もちょっとお聞きしておきたいですね。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 ちょっと資料のほうの回答から先にさせていただきます。

生活保護の中に生活保護費の中に住宅の費用というのがありますので、その中で分納誓約をいただきまして、担当課のほうから直にいただいております。滞納者の中で生活保護の期間の分については、毎月確実にいただいております。また、生活保護者の中で滞納がある方の中にも分納誓約の中で例えば月に5,000円とかいうようなことで、別にいただいている方もこの中にはあります。

それと、先ほども言われましたように、山崎のこの24名とか現年の分増えております。今年度、平成25年度に入りましてから、この金額を確定してから担当者とも相当気合いを入れてやらなというようなことがありまして、今現在、金額的にはしれたものなんですけども、昨年度の滞納繰越分の収納額162万6,000円なんですけど、今現在、100万円程度の収納をしております。そういった中で、千種の部分の昔からの滞納の分につきましても、少額ではありますが、1,000円、2,000円の分納誓約をとりまして、それについても収納しております。その中で、今先ほど指摘がありましたけども、金額的には非常に千種の収納分少ないんですけども、収納としましては、34万1,000円なんですけども、この中には先ほど言われました分納誓約による少額の部分も含まれております。その部分もらう努力を現在、千種市民局のほうでもやっていただいておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 努力はしていただいていると思います。それは認めますけども、なぜ皆さん、この住宅の使用料の滞納に神経をとがらせるかということ、入りたい人がおられるんですよね。住宅にいっぱい。ところが今いっぱいに入れない。今入っている人は滞納していると。この理不尽なことがあるので、公平・平等の精神からいうと、やっぱりよくないなということで、皆さんがいろいろ苦情を言われると思うんですね。その辺はやっぱり担当部、担当課としてしっかりやっていかなきゃいかんのん

じゃないかなと。平成24年度のことですから、平成24年度結果としてこれだけあらわれたので、やっぱり、指摘をしておきたいなところと思います。

委員長 2点目いいですか。

2点目なんですけども、このやはり資料の2ページになるんですけども、急傾斜のことなんですけども、急傾斜地の崩壊対策事業をずっと進められているんですけども、条件がありますよね、ここに書いてあるとおり、私も承知しているんですけども、条件があります。諸条件がある中で、その1点は、平成24年度実施できなかった箇所、したかったけどもできなかったというのがありますかというのが一つ。

それから、そのまた今まで要望はあったけれども、実施できなかった。その実施できなかったというのは、諸条件がありますから、その条件にあわなかったと。いろいろしたけどもできなかったという、これは平成24年度決算ですから、平成24年度に限ってしまうんですけどね、ちょっと若干ずらして考えてもらってもいいんですけども、といいますのは、御案内のように今大変な時期に来ていますよね。自然がですよ、土砂崩れ、災害、いろんなことで、大雨とかね、豪雨とかのことで自然災害が非常に今危惧されている状況の中で、やっぱりその急傾斜というのは、もうもろに関係してくるんで、その辺でちょっとお聞きしているんですけど。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 具体的な箇所につきましては、後ほど花井次長のほうから回答をいたしますが、全体の考え方は私のほうから申し上げます。

先般、議会の中でも話題になりました土砂災害対策の危険区域1,415カ所の中で、急傾斜が800カ所余りございます。ここに書いています公共事業なり、県単の治山事業でのほとんどの箇所が採択の規模になりません。すなわち小規模な箇所ばかりでございます。

具体的な小規模の箇所につきましては、この公共事業だけではなしに、今、市のほうが考えてますのは、県のほうで今行われています地域の夢推進事業ですとか、治山の流末事業ですとか、ああいうことで産業部と調整をとって、今進めているという状況でございます。

当然、やらなきゃならない部分の公共事業なり、県単事業に該当を規模としてする中で、計画なりそれから予算の関係で実施できなかった箇所等につきましては、花井次長のほうから説明をいたします。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長、どうぞ。

花井土木部次長兼建設課長 今、参事のほうからありましたように、県の予算的な

ものが大きな原因になるかと思うんですが、この時点、平成24年度の時点で波賀町の安賀を上げたいという要望もあったんですが、現実的にもう波賀町のほうでは上野であったり、日見谷のほうで谷とかやっております。そういうこともあって、地域バランスも含め、予算的なものが一番大きいんですけども、安賀については平成25年度からになっております。

また、現在、予算委員会のおきに矢原が次に予定されておったんですが、それ以外にも三津が出てきておりまして、これにつきましてもいろいろな採択基準の中で、地元の当然負担がありますので、そういう協議の中で整ったものから、また県の公共と県単の違いもございまして、その採択の基準も違ってきますので、そこら辺の関係でいろいろとバランスを取りながらやられたということで、結果的に平成24年度については、安賀が上がっておりましたが、それは次の年ということになっております。

岡前委員長 東委員。

東委員 それと、それは条件にあっているところだと思うんですね。私さっきちらっと聞きましたが、その諸条件がありますね。その条件にいわゆる該当しないけども、ここは非常に急傾斜で危険であると、そういう場合はここに書いてあるように、県単事業の市負担10%とかいろいろあって、またこういう手法ならできますよというようなことで、まず要望があるのかないのか、要望があるけどもあなたのところはようぼうがあるけども、こういう条件外なので、こういう手法でないとだめなんですけどもというようなところがあったのかどうか、その平成24年度に。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 要望についてですけども、私の知っている範囲では、今、平成24年度のおきには矢原が上がっておりました。その時点ではまだ三津が出ていなかったんですけど、その後いろいろと地元の要望がある中で、出てきたものについては全て県のほうで一度現場を見ていただいて、今先ほど言われました公共が無理なら、県単でも拾えないかというような目線で現地を見ていただいてやっております。ですから、今上がっていました以外には、一応私のほうでは聞いておりません。

岡前委員長 東委員。

東委員 わかりました。

じゃあ、3点目なんですけども、いろいろ区画整理の問題で、県の区画整理に対する基本的な考えも変わりつつあるということなんですけども、現状の社会情勢も踏ま

えてということのようですけども、もう既に平成25年度始まって半分過ぎているんですけれども、私もちょっと委員会別なんで、平成24年度、もちろんもう平成25年度半分過ぎているんですけども、その辺の動きはありましたか。

そのいわゆる見直しに関して、特にこういう方向になりそうだとか、しましよよとか、そういう動きはありましたか。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 区画整理の今の動きでございますが、御案内のとおり、平成24年から、平成25年については、概ね3年以内の事業の見込みなり、長期未着手の土地区画整理については原則廃止をするということで、平成25年スタートをいたしました。

その中で、先般、都市計画審議会の中で、この方向の確認と手法について諮問ではないですけど、相談をいたしました。その中で、まず、現状の把握と、それから必要性の検証については、それぞれ市の中でもできます。具体的に申し上げましたら、現状の把握については今の区画整理区域の中での情勢がどうなっているのかという話についてはわかります。それから、必要性についても当然都市計画道路も含めまして、事業の必要性についてもできました。一番行政側として考えなければならぬ実現性の検証という中で、住民の意向の調査ということで、具体的には全区域120タールについてアンケート調査なりを実施をしたらどうでしょうかというお話もさせていただいた。その中で、審議会の委員さんなりほかの委員さんからも出ておりましたアンケート調査をするということは、具体的に区画整理の内容をわかれた方がされるということもございますので、まず、昭和47年に区画整理の決定をした経緯、それから区画整理を今設定していることについてのメリットなりデメリット、それから今の実生活に捉えての主要になっている部分の順次説明会を開いたらどうでしょうかという御意見もいただきました。

したがいまして、今、個々ではございますが、自治会長さんと面談をさせていただきまして、このような方向で一堂に会してするということではなしに、できましたら、102ヘクタール7工区に当時分かれておりました。その工区ごとにでも自治会を中心にか、検証委員みたいな形を出していただくか、そこらを今個々の自治会長さんとの面談もしておるんですけど、含めまして今年度中には何らかの形で住民の方がこの区画整理事業について、どのような認識を持たれて、どのような課題を持たれるかということについて、一定取りまとめをしていきたいというようなことで、今進めているという状況でございます。

以上でございます。

岡前委員長 東委員。

東委員 少しわかりました。全部じゃないですけどね。

都計審は諮問に対して答申するだけかもわからないんですけども、その都計審からも何かその意見具申というのはなかったですか。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 今、言われましたように、都市計画審議会そのものに、こういう実現性の検証について、市のほうが相談するという話ではないわけなんですけど、やはり共通の認識を持っていただくということで、あえて提案をさせていただきました。その中で、先ほど申し上げましたように、一緒くたにアンケート調査、紙面でほんまに住民の方々の意向が把握できるんかというような、非常に懸念もございましたので、直接住民の方の中へ出向いて行って、今の状況を説明するほうが、まず最優先であるん違うかという意見がございましたので、今その方向に向けて動いているという状況でございます。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 わかりました。終わります。

岡前委員長 それでは、大分時間が経過しておりますので、2時25分まで休憩をさせていただきますと思います。

午後 2時17分休憩

午後 2時25分再開

岡前委員長 それでは、おそろいですので再開をさせていただきます。

それでは、小林委員、どうぞ。

小林委員 それでは、説明書の18ページ、ちょっと待ってください。眼鏡をかけないと見えないところがある。

道路新設改良工事で、いわゆる市道の庄能上牧谷線についてお聞きをしたいと思います。

大変この数字を見ましたら、御苦労しておられるというのがよくわかるんですが、もともとの平成24年度の予算では、もう改良工事で6億2,300万円余りがあって、その中でこの106ページの成果説明の中に5億5,000万円というのが出ております。予算が。その中で、決算が2億6,400万円ということになっているんで、この5億

5,054万7,000円というのをほとんど庄能バイパスの予算じゃないかと思って見ているんですけど、それでよろしいですか。それが一つ。

同じことなんで、ちょっと続けます。それで、何が聞きたいかといいますと、工事のほうでは予算額が2億7,700万円、決算額が1億3,380万円余りですか、それで繰越金、今も平成25年度で工事をされてやっておられると思うんですが、この道路の開設・改良費の中に公有財産の購入費というのがあるんですね。これが予算額で9,928万8,000円、決算額が6,358万6,000円余りで、あと繰り越しがされておるんですが、その中で補償費が、予算額が1億1,310万円ですか、決算額が3,651万円余りですね、この土地の購入費の割と補償費の、補填及び賠償金と書いてあるんですが、その割合がちょっとこうあわんのんですが、どういうふうな形でこういう差額が出ているのかをお聞きしたいんです。

あとは地権者の方々の協議等ということで、補償費が高いや安いじゃ、土地を売るけども補償費が高いや安いやということで6,300万円ほどの誤差というのか、差額が出ておるんで、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

岡前委員長 詳細な説明をほな。

花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 庄能上牧谷線ということでしたが、道路改良費、当然庄能上牧谷バイパスだけではございません。その他の路線の含めてでございます。平成24年度につきましては、庄能上牧谷の工事については約4,000万円だけでございます。それ以外の分について、ほかの分が上がっております。

工事の関係は以上です。

岡前委員長 寺田都市対策課長。

寺田都市対策課長 失礼します。

用地費と補償費の違いなんですけれども、公有財産購入費、これは用地費でございます。この分でこれには宅地・田・畑・雑種地とそれぞれ地目がございます。宅地でもその中に住宅のあるもの、ないもの等々あります。購入用地費については用地のみの区画となっております。

また、補償費につきましては、そこに住宅等がございまして、どうしても金額が大きくなります。1件当たり3,000万円、4,000万円という補償になっていきますので、用地費と補償費、同じような割合ということにはなりません。

以上です。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。そうだろうとは思っておったんですが、それで、どない言うんか、過疎地とそういうところと単価は違うと思うんですが、もしこれ話ができるようで、回答ができるようでしたらしてほしいんですが、宅地ですね、旧山崎町内で、今このバイパスにかかわる物件の補償というのは、大体1件当たり幾らというのは話ができるんですか。もし、教えていただけるんでしたらお願いしたいんです。

それと、いわゆる商売されたりとか会社であったりとか、そういうふうなのは、例えば、税務署の申告による金額であるとか、そういうことがもしあるんなら教えていただきたいんですけど。

岡前委員長 答弁できますか。

寺田都市対策課長。

寺田都市対策課長 まず、用地費の単価についてなんですけれども、そこそこ場所によって単価は変わってきます。宅地単価と田の単価では違いますし、その差も出てこようかと思いますが、単価的には用地単価としましては、3万円前後から8万円前後というばらつきがございます。地目によって変わっていきます。

それと、補償費の関係ですが、当然、営業補償なりその物件補償の中で見られるものの中で、その申告をしていただいた内容が必要になってくるというものもございます。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 仮に営業補償をされる場合に、どこが基準になるんかいね。

岡前委員長 寺田都市対策課長。

寺田都市対策課長 やはり、利益等もございますので、その辺の申告の内容、例えば決算書の写し等をいただいて、物件のほうの積算のほうに反映させていただいています。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 その決算書というのはよくわかります。それがいわゆる支社を持っておるところがありますよね。支店を持っておるところがあったりして、それもひっくりめて本店ということになるのか、支社になるのかわかりませんが、このいわゆる税金の申告を本店で全部やると、いわゆる本店は物すごく上がりますよね。そういうふうなときの補償というのはどういうふうに計算されるんですか。

岡前委員長 寺田都市対策課長。

寺田都市対策課長 ちょっとその詳しく内容が、私のほう勉強不足で申しわけない

んですけれども、その場そのときのところにあるものの補償ということになりますので、そこへかかわるものに対して補償をさせていただくと。申告の内容もその部分に係るものが対象になろうかというように思っています。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 非常に計算のしにくいことになるわね。仮に、支社が20坪のところでは事務所を持ってやられて営業されておって、本社のほうで10坪ほどのところでやって、そこへ全部税金の申告をする場合に、ここはこういうふうな申告をしておるんですというふうにして出すと、そのいわゆる税金申告の単価で補償されるんですか。

岡前委員長 寺田都市対策課長。

寺田都市対策課長 そういう部分もあろうかと思うんですが、ただ、決算書の写しをそのまま全て補償のほうに反映するかどうかは、また聞き取り等の上で判断していくことになるかと思えます。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 何でこういうようなことを話すかというのと、ここに全て数字で出ておるんですが、補償が非常に難しいということがこれ出ておりますよね。地権者の方々がなかなか協議等に応じてくれないという金額で出ているわけです。それがいわゆるそういう形の補償金を今まで出したからこういうことが起きておるというふうな、いわゆるこれから先ずっと交渉される方々の意見があるんですよ。それで、こういうことを聞いているんで、その辺をしっかりと計算しないと本当にここにいわゆる店を構えて、ここだけでやっているんだと、ここで税金の申告はこれだけですよといって出すと、そうですかというのがはっきりわかるんですが、営業所を3カ所、4カ所というふうに数多く持っておられて、それが一括して本社へ来て申告されると、莫大なお金になるわけですね。そうすると、その会社は物すごく補償が高いということになるんですよ。それでもそういうような補償を出されるのかどうかというのを。

岡前委員長 寺田都市対策課長。

寺田都市対策課長 補償基準につきましては、兵庫県のほうの用地対策協議会のほうで統一した考え方をされておりますので、市も当然そちらのほうの協議会の中に入っていますし、そちらの基準に基づいて積算のほうはしていくようにしております。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 そうすると、いわゆる枠の中で計算されるから、もうそんなに莫大なお

金を払うということはないということやね。そういうことですか。

岡前委員長 寺田都市対策課長。

寺田都市対策課長 そのように理解していただいたら結構かと思います。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。その件については、終わります。

次に、緑地公園のことなんですが、ああいうふうにしてきれいな公園をしていただいて、ドクターヘリも発着場になっております。それでも非常に利用者が少ないということで、地元の人がさみしい思いをされておるんで、ここ2、3年はそのまま使っていくようなことが起きようかと思うんですが、もしそうなったときに、いろんな形で少し変えられるというふうなことはできますか。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 目標の数値より少ないというお話もございますが、今こちらが把握していますのは、先般の議会でも申し上げましたように、年間1万人の中で概ね1,000人ずつぐらい月来ていただいているということなんですけど、それは占有使用の部分は、かなり少なくなっています。

ただ、一般公園利用されるのが1,000人程度で、今言われています少ないと言われるのは、恐らく僕は占有使用、緑地の部分が少ないん違うかというお話だろうと思います。その部分で回答させていただきますが、やはり、一つの要件の中で占有使用料の関係が起因しているというふうに分析はしています。

ただ、公園施設そのものでございますので、いつでも誰でもが自由に使える公園ということで、占有使用の許可をされれば、1万5,000平米のうち5,900については一定の期間誰も入れない、ほかの人が入れない状態になりますので、そことのギャップがあるんですけど、今、土日、祝日をのけた部分で占有しようということを許可で出しているんですけど、やっぱり、窓口の中ではどうしても占有使用料のことでちょっとちゅうちょされるというケースもないことはないです。ただ、今、市の条例、規定も見ていただいたらいいんですけど、市が主催するとか、共催するとか、講演するとか、それから地域の自治会でやられる行事については、一定減免規定もこしらえてその都度相談もさせていただいて、規定にあうように減免もさせていただいている状態なんで、いましばらくは当初の公園の目的にありますように、誰でも使える中で、一定占有使用の部分については占有料をいただくということで進めていきたいというように考えているところでございます。

以上です。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 せっかくの面積の広い公園なんで、市民が大いに活用というか、利用していただくようにしていただきたいんです。かなりの費用もかかりますので、もうその費用がかかってもそれは当然だと、あれだけ人が来ればそれはそれぐらいはかかるわいやというふうな公園にさせていただくように、できて間もないんで、まだ結果としてもわかりませんので、何ともよう言いませんけども、そういう公園になるように前向きに考えていただきたいと、このように思います。

終わります。

岡前委員長 ほかございますか。

西本委員。

西本委員 成果説明書の105ページですけども、下段のほうですけども、直営班が小規模の工事をしているということで、山崎に拠点を置いて456件の、平成24年度は対応をしているということを書いてあるんですけども、今は広域でやられていると思うんですけど、まず、その直営班の数人だと思うんですけど、この方々が456件処理しようと思えば、稼働を250日としたら1日に2件は処理するということになっているわけですね。

これは単なる計算上のものですけども、いろんな工事がございますから、簡単なものもあれば、ちょっと手のかかるものもあると思いますけども、やっぱり、今参事からも言われましたけど、今広域で市全体の対応で今やられているということなんですけど、この陣容なり対応なりはどういう形で、今は、今というか、平成24年度から平成25年度に変わっているわけですけども、その辺の流れちょっと教えてもらえますか。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 直営班でございますが、委員からもありましたとおり、件数は多いんですが、この集計の仕方にも問題はあるかもわかりませんが、例えば、カーブミラー1カ所かえたというのも1件でございますし、当然、その日には1カ所だけではなしに何カ所がやります。当然、穴埋め等もありません。そういうときにもそれも1件というような数え方をしておりますので、そういう意味で数が多くなっているということでございます。

直営班ですが、現在、平成24年度は現業職員が1名おりました。それで臨職が4名ということでしたが、今は退職されましたので臨職5名という体制でやっております。全市対応にはなっておりますが、基本的に建設課の補修係のほうで

それぞれの要望を集めまして、今日はここへというような形で処理してます。

当然、各市民局からも要望をいただきますので、それも仕事の内容等も見ながらですけども、現在割り振ってやっている状況でございます。今のところ、なかなかちょっと市民局のほうへ行けていない状況ではございますが、今後はどんどん行くようにしたいなというふうに考えております。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 私も何回かお願いして対応していただいたことがあるんですけど、非常に早くて緊急性に対応できるということで、非常にいいことなんですけどね。件数なり広域に広がるということで、その担当の負担が増えなければいいなという思いと同時に、しっかり仕事をしていただきたいなという思いで質問させてもらったんですけどね。これやっぱり、すばらしいといえますか、役場としては対応にいろいろありますけれども、この直営班というのはすごく喜ばれていると思うんですよ。ですから、またこれ充実する形でまた今後お願いしたいなという思いです。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 今、西本委員がおっしゃいます機動班についての評価でございますが、当然、このまま全市に移行しましたら機動班で出られる方についての負担が多くなるということで、年度当初から従来直営でしておりました草刈り等についての一定規模以上については請負に出していくという形もっておりますので、そこいらの部分は何か配慮できているんじゃないかなと思っています。

ただ、全体から言いましたら、行革全体から言いましたら、どうしてもそのアウトソーシングで外へ出していくという地元業者の育成ということもありますので、そこらの観点も含めまして、当面現行の体制で進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

岡前委員長 ほかございますか。

高山委員。

高山委員 それでは、2点ほどお聞きします。

まず、成果書の109ページなんですけれども、都市整備課の担当なんですけれども、最上山の関係で、彩りの森づくりということで、もみじ山ということで、平成22年度からいろんな事業を実施されております。そういった関係上で、かなり去年の秋は集客があって、駐車場が不足するほど、これは成果があったんじゃないかなと、これは喜ばしいことなんですけれども、今後において今年も当然のことながら、

もみじ祭りも実行されようと思うんですけれども、去年の反省も踏まえて駐車場の関係とか、そういったことについて、これから平成25年度にもかかわってくるんですけれども、さらに整備を進められるのかどうかということをもまず1点お聞きしたいんですけれども。

岡前委員長 答弁は誰が。

西村都市整備課長。

西村都市整備課長 もみじ山の利用につきましては、相当数の方に御利用いただきまして、本当に喜んでおります。ただ、今言われました駐車場については、現時点での改修計画と申しますか、増設計画というものは今考えておりませんが、また施設を充実させるという上では、トイレの改修であったり、登山遊歩道の修繕であったり、また、里山整備の関係で立木の伐採もしておりますけれども、そこにもみじを植えるというようなことで、景観をもっとよくするというような取り組みについては、現時点では、平成25年度事業として考えております。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 続けて、担当部局が違うかもしれませんが、まず、花のまちづくりという観点から考えまして、大歳神社の藤祭りとかといった催しがあるんですけれども、そういったあたり、やはり駐車場不足で伊沢の里あたりからチャーターされた車がそこで駐車して歩いてくるというような、今現状はそうです。中心部ですから、駐車場は当然ないだろうと思うんですけれども、そういったあたり、やはり観光のまちづくりをする上において、やっぱりそういった駐車場の確保ということは、これから大きな課題になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、また、そういうあたりも検討していただきたいなど。本当にこの成果があらわれたということをお褒めをしておかないといけないのかなと思って、この点について質問をさせていただいたんですけれども、今後の計画がありましたら部長のほうからでも。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 藤祭りですとか、もみじ祭り等々について、最上山公園を中心に入り込みが一時的に多いという中での駐車場なり、それからアクセス道路の考え方でございますが、まちづくり推進部とそれから産業部等の中でもたびたび協議をしております。現行は御存じのように、今は使えませんが、旧山崎市民局の跡地、それからせせらぎ公園、それから今年度からはできればこの庁舎の駐車場も何とか広域的に使えるような形でというように広域的に考えてますが、今の現状では、やはり根本的な解決策にも至っておりません。したがって、今、市の中で考えて

いますのは、公共施設の跡地全体のことも含めまして、跡地利用のことも含めまして考えていこうと、当面、例えば藤まつりでしたら、伊沢の里の駐車場から県道を歩いて来られるのが実態でもございますので、必ずしもよくないことも十分承知しておりますので、関係部局とまた調整をして根本的な解決ということについても検討していきたいというように思っています。

以上でございます。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 もう1点、質問が変わります。

私、これ、決算書の213ページあたりなんですけれども、先般の一般質問の中で、安全安心のまちづくりということで、防災等々についてお伺いしたんですけれども、一般住宅、公共住宅、公共建物等については、耐震診断ができているということなんですけれども、一般住宅の耐震の診断がなかなか進捗できないという御回答もあったんですけれども、このページの中で委託料の形で30万円の予算をおかれておいて、支出が18万円、全体的な金額の中からでは少ない金額なんですけれども、これ件数にして何件の件数かなと思ったりしているんですけれども、これ詳しくお聞きすべきだろうと思うんですけれども、あとの質問に続きますのでお答えいただきたいと思います。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 耐震診断につきましては、いろいろとPRしておりますけども、現実的には平成24年度は6件でございます。3万円の委託料かける6件の18万円の執行をしております。

以上です。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 3万円かける6件の18万円ですね。

まず、言わずとも耐震の診断について、補助制度があるんですよね、ないですか。

岡前委員長 西村都市整備課長。

西村都市整備課長 耐震診断につきましては、個人負担が3,000円、木造住宅の場合ですけども、1件3,000円ということになっております。残りは国・県・市の補助ということになりますんで。

以上です。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 市全体の件数の中でわずかということになるかと思うんですけれども、

そういったあたりのPRというんですか、補助制度ありますよとかいったPRの点について少し欠けているのかなと思ったりしているんですけども、そのあたり本当に山崎断層ということで、この間も質問させていただいたんですけども、そういったあたり、やはりこの断層地帯にある地域ですから、そういったこともやっぱり啓蒙していくべきかなと思うんですけども、いかがでしょうかね。

岡前委員長 平野参事兼土木部長。

平野参事兼土木部長 耐震診断の診断計画策定、それから修繕についての補助の制度がそれぞれ市なり、国なり、県でございます。そのPRのことでございますが、現行それぞれ広報に載せるとかいろんな形でしておりますが、十分かと言われたらなかなか疑問なところもありますが、今取り組みが非常に低いという要因の中で、まず、消極的で申しわけないんですけど、非常に耐震診断1件にかかる費用が高くつくということと、今、比較的高齢者の方が世帯主でおられるということで、耐震診断だけをされるということについて、非常にちゅうちょされると。先般、県との協議の中で、それでは数百万円かかる改修の費用をもっと安くして耐震補強ができる方法はないかということで、この前も新聞に出ておりましたが、ちょっとビスどめだけするとか、非常に簡易な方法で耐震補強だけできるような工法も開発されたように聞いております。そういうことも含めまして、今後、今出ていますように、実際には家を改修するとか増築するとかしないと、耐震補強ができない実態があるわけでございますので、何とか簡易な方法で耐震補強ができるような施策も含めてPRをしていきたいというように考えています。金額のところ、非常に個人負担でありますので、なかなか難しい分もありますが、何とか必要性についてはPRをしていきたいというように思います。

以上です。

岡前委員長 高山委員。

高山委員 部長のほうからそういった詳しいことをお聞きしたんですけども、本当に高齢者だったり、独居世帯だったりしたら、大変な金額がいることは事実でございます。そういったあたり、やはり命あってのものだねということもあろうかと思うんです。また、そういったあたりを研究していただいて、やはり住民の安心・安全ということに繋がっていかうかと思うんですけども、そのあたりしっかりと見ていただいて、予算化していただいたら。それと、また助成等々につきましてもお考えいただいたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

岡前委員長 ほかございますか。

秋田委員。

秋田委員 西本委員がおっしゃっていたことに、ちょっと決算書を今見たんやけど、どこも何や一緒ですけど、その直営班の活躍を含めてですけども、そのアウトソーシングでいろいろ対応されている面もたくさんあると思うんですけど、ここの番地は中広瀬番地なんで、中広瀬の行事を含めてですけども、あそこの旧みどり公社から夢公園、そして今、今回整備をずっと進んでおりますところの今宿の船着き場周辺まで、ちょっとこれが足らんや。環境を訴えられる号令かけている本庁でありますんで、自分のところを先にきれいにして、遠いところを後回しというのもしけないんですが、これ正直嫌みでも何でもなしに、私が地元でお聞きしてるのは、やっぱり縦貫道降りてきて、「宍粟市役所どこですか」といったら、「山田の交差点を曲がって50メートルだよ」とこう御案内したら、市役所にたどりつく。旧29号線の姫路寄りからこっち来ましてね。その道行き全部が草ぼうぼうというのはあんまり自慢にならんや。市民としてはもうちょっときれいな市役所、あるいはきれいな夢公園と、こうなるんですけども、中広瀬の2隣保の筋を歩いていくと、南側は草ぼうぼうやと、こうなるとるんでね。いろんな御批判もあったり、直営班の動かし方もあろうけども、古い話を言えば、ここ中広瀬の旧1隣保なんでね、もうちょっと中広瀬の条件をあわせてもらいたい。

これは決算書を見たんやけど、どこにもないから、あえて私が申し上げているんです。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 草刈りについては、以前からもお聞きしておりますけども、基本的にそれぞれ守備範囲というのがありますので、その中で市道部分について、それから河川部分は国交省になりますが、市のほうでも今言われておりますように、何らかの機会を得るごとに協働してできるだけ迷惑をかけないようにというような形で進めております。

国交省の特に河川沿いについては、今、堤防の宍粟橋から上流あたり、もうひどい状況になっております。今後、工事をされますので、その後、一応その工事が終わりますと、次期工事まで大分年数もありますので、その上を草が生えないようにするようなことも国交省とも考えていただいておりますので、できるだけ今言われるように、市の中心部ですので、きれいにしていきたいなというふうに思います。それぞれ駐車場等については、管財のほうで管理しておりますし、今言いました市

道沿いと、それから市道沿いだけになってしまうんですが、建設課のほうで管理いたしております。できるだけいろんな機会でいろんな草刈りを道の日なんかには、道路だけじゃなしにちょっと広範囲に刈ったりしたりしておりますので、そういうことでできるだけ努力をしていきたいなというふうに思います。

岡前委員長 秋田委員、よろしいですか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 すみません。そのかわまちづくりの予算が2,000万円やと国から委託されておった分はもうほとんど使わなんだということか、それだけ聞いたらいいんです。

岡前委員長 花井土木部次長兼建設課長。

花井土木部次長兼建設課長 一応、かわまちづくりにつきましては、国交省の河川の堤防の工事ができませんと、それができてから基本的にはすることになっておりますので、国交省の工事の関係で工事がされなかったということで、その分は全く流したということで、本年度実施されるということで、一緒にしたいなというふうに考えております。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。

岡前委員長 それでは、よろしいですか、皆さん。

(「なし」の声あり)

岡前委員長 それでは、ないようでしたら、以上で、土木部の審査を終わらせていただきます。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時00分 散会)